



参考資料 1

福岡100
人生100年時代への
チャレンジ



福岡市 バリアフリー基本計画

(案)

福岡市

目 次

※用語解説は P88～93 にあります。

第1 総論

1 計画の基本事項	1	
(1)基本計画策定の趣旨	1	
① 福岡市におけるバリアフリー化推進の経緯		
② 計画策定の趣旨		
(2)国の目標.....	4	
(3)福岡市バリアフリー基本計画の位置づけ	6	
(4)目標年次.....	6	
(5)福岡市における高齢者、障がい者の現状.....	7	
① 福岡市における高齢者数等の推移		
② 福岡市における障がい者数等の推移		
(6)基本理念と取組みの視点	11	
① 基本理念		
② 取組みの視点		
(7)施策体系.....	12	
2 福岡市バリアフリー基本計画の振り返り	13	
(1)優先的に整備が必要な旅客施設と重点整備地区	13	
(2)施設毎の進捗状況.....	14	
① 旅客施設	② 生活関連経路	③ 交通安全事業:信号機
④ その他道路関係	⑤ 車両等	⑥ 公園
⑦ 「心のバリアフリー」		
(3)課題.....	19	

第2 各論

1 ハード面のバリアフリー化 20

(1) 移動等円滑化促進地区、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定 ... 20

- ① 設定の必要性
- ② 移動等円滑化促進地区と重点整備地区
- ③ 設定の考え方
- ④ 生活関連施設候補の抽出
- ⑤ 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定要件、設定
- ⑥ 生活関連施設の設定
- ⑦ 生活関連経路の設定

(2) 施設のバリアフリー化 26

- ① 施設のバリアフリー化に関する主な基準等
- ② 旅客施設 ③ 車両等 ④ 道路
- ⑤ 公園 ⑥ 路外駐車場 ⑦ 建築物

(3) ベンチ等休憩施設の設置推進 38

- ① 現状と課題
- ② 取組みの方向性
- ③ 設置場所別の取組み

2 ソフト面のバリアフリー化 42

(1) 「心のバリアフリー」の推進 42

- ① 現状と課題
- ② 取組みの方向性
- ③ 啓発・育成・実践のための取組み
- ④ バリアフリー情報発信のための取組み

(2)移動支援の推進.....	54
① 現状と課題	
② 取組みの方向性	

3 連携・共働による施策の推進 56

(1)スパイラルアップ(段階的・継続的な取組み).....	56
(2)連携・共働	57
① 関係機関との連携	
② 届出制度	

第3 関連資料

1 生活関連施設候補	59
2 移動等円滑化促進地区・重点整備地区	66

その他の資料

1 用語解説	88
2 障がい者に関するマーク	95

1 計画の基本事項

(1) 基本計画策定の趣旨

① 福岡市におけるバリアフリー化推進の経緯

福岡市バリアフリー基本計画は、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」に向け、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していくために策定しているものです。

福岡市では、高齢者、障がい者等をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するため、平成10年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例」(以下、「条例」とします。)を施行しました。

条例に基づいて、平成11年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下、「規則」とします。)を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物等の施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項を定めました。

また、平成14年3月には、平成22年度を目標年次とする「福岡市交通バリアフリー基本方針」を策定し、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人などが、公共交通機関を利用して自由かつ安全に移動できるよう、優先的に整備が必要な特定旅客施設と重点整備地区を選定し、特定旅客施設における段差解消や重点整備地区内の道路等のバリアフリー化を促進してきたところです。

一方、国においては、平成6年9月のハートビル法、平成12年11月の交通バリアフリー法を経て、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」とします。)が施行され、平成23年3月には、バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下、「国の基本方針」とします。)が告示され、令和2年度を目標年次としたバリアフリー化の目標設定等が行われ、この基本方針に基づく基本構想として、平成25年4月に「福岡市バリアフリー基本計画」(以下、「本計画」とします。)を策定しました。

平成30年5月のバリアフリー法改正では、バリアフリーの基本理念のほか、マスタープランや基本構想の作成が市町村の努力義務として規定され、高齢者、障がい者等を含む誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、「ユニバーサル

デザインの街づくり」や「心のバリアフリー」といったハード・ソフト一体的なバリアフリー化が全国的に進められています。

令和2年5月のバリアフリー法改正では、市町村において「心のバリアフリー」を促進するための取組をマスタープラン及び基本構想に位置づけ、施策の充実を図るとともに、公共交通事業者など施設設置管理者においてもソフト対策の取組み強化が求められています。

さらに、令和2年12月には、近年のバリアフリー法改正を踏まえ、「国の基本方針」があらためて告示され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われています。

② 計画策定の趣旨

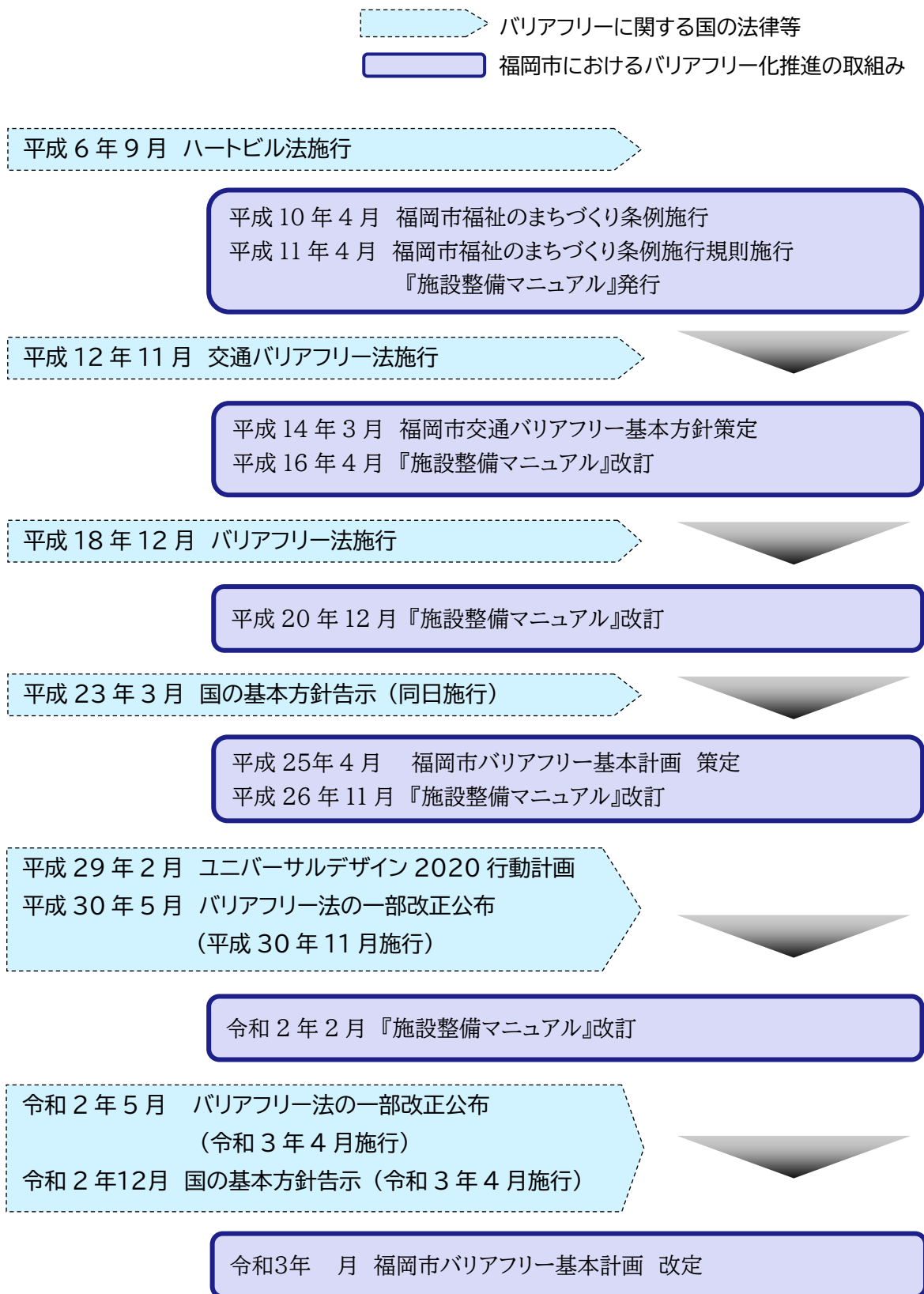
超高齢社会の進展と平均寿命の延伸を踏まえると、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化された生活環境は市民生活において不可欠の重要な社会基盤です。これまでの取組みにより、福岡市における生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフリー化は着実に進展していますが、今後も継続的な取組みが必要です。また、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができる生活環境の実現のためには、ハード整備のみならず、ハード整備の効果を高める礎となる「心のバリアフリー」などのソフト面についても、一体的に実施することが必要です。

令和2年12月に告示された「国の基本方針」に基づき、本計画を改定し、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」という基本理念によるまちづくりを引き続き推進していくための取組みの方向性等を明らかにして、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していきます。

なお、本計画においては、目標年次を定めて、計画期間内において特に推進すべきものとして、国の基本方針に掲げられた整備項目などを示しているところですが、施設設置管理者は、これらの整備項目のみにとらわれることなく、施設の規模や、高齢者、障がい者等の多様な利用実態に応じた柔軟かつ合理的なバリアフリー化についても検討し、推進していくことが必要です。

第1 総論

図表1 福岡市におけるバリアフリー化推進の経緯



(2) 国の目標

「国の基本方針」において示された、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標は、以下のとおりです。

福岡市においても、国の基本方針を踏まえ、バリアフリー化を推進していきます。

図表 2 国が示した各施設等の主な目標

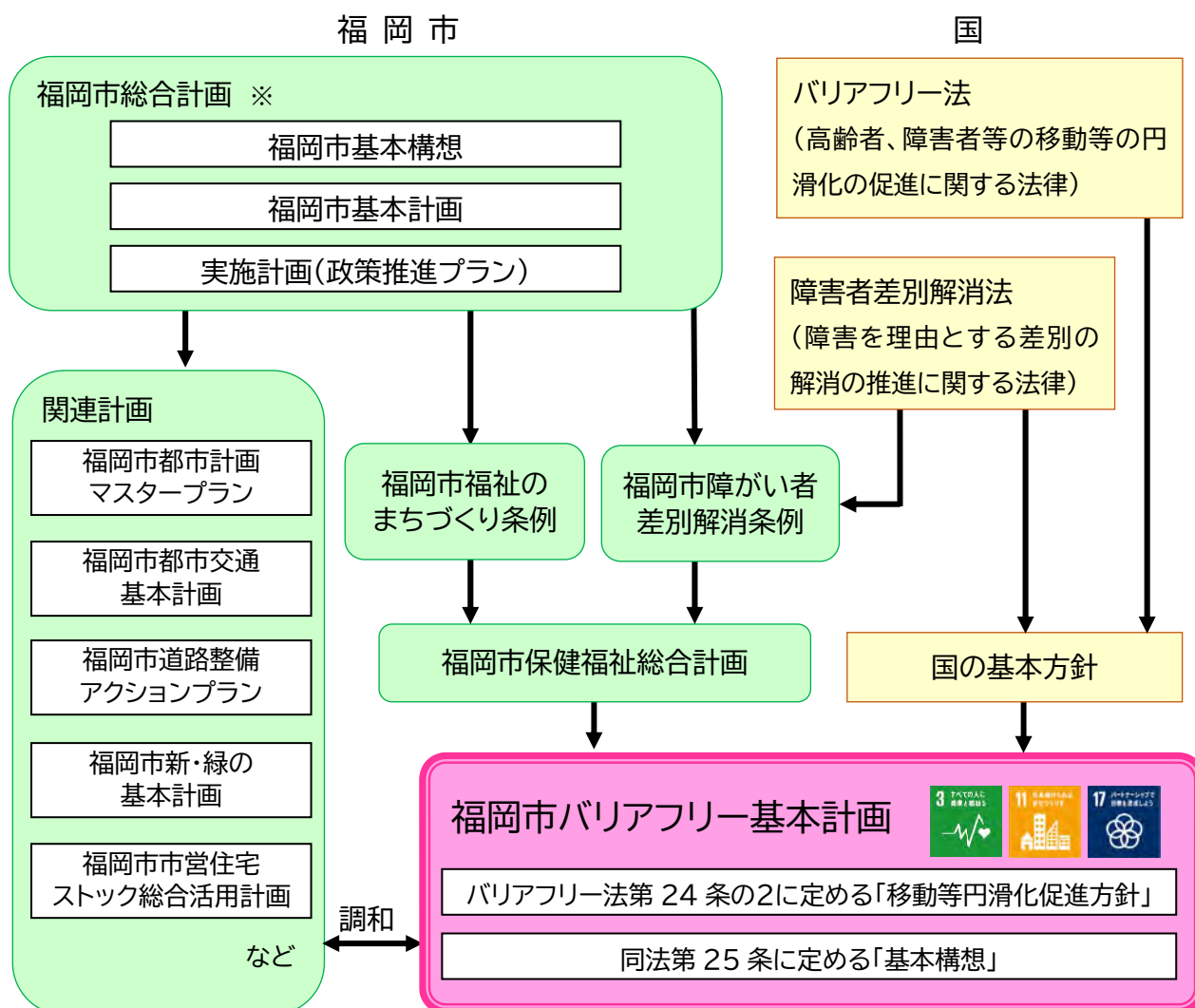
施設・車両等		令和 7 年度末までの目標(全国値)	
鉄道	鉄軌道駅	・ 3,000 人以上/日の施設及び重点整備地区内の 2,000 人以上 3,000 人未満/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	ホームドア・可動式ホーム柵	・ 全体で 3,000 番線、うち 10 万人以上/日の駅は 800 番線	
	鉄軌道車両	・ 約 70%	
バス	バスターミナル	・ 3,000 人以上/日の施設及び重点整備地区内の 2,000 人以上 3,000 人未満/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	乗合バス	ノンステップバス	・ 約 80%
		リフト付きバス等 (適用除外認定車両)	・ 約 25%をリフト付きバス、スロープ付きバスとする等、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
	貸切バス	・ 約 2,100 台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
船舶	旅客船ターミナル	・ 2,000 人以上/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	旅客船	・ 約 60% ・ 2,000 人以上/日のターミナルに就航する船舶は、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両	・ 約 90,000 台 (ユニバーサルデザインタクシーを含む) ・ 都道府県の総車両数の約 25%をユニバーサルデザインタクシー	

第1 総論

施設・車両等		令和7年度末までの目標(全国値)
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定した特定道路	・約70%
都市公園	園路・広場	・概ね2ha以上の都市公園を約70%
	駐車場	・概ね2ha以上の都市公園を約60%
	便所	・概ね2ha以上の都市公園を約70%
駐車場	特定路外駐車場	・約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ・2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ・公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、バリアフリー化を促進
信号機等	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	・原則100%
	音響機能付加信号機	・主要な生活関連経路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分の信号機は、原則100%音響機能付加信号機とする
	エスコートゾーン	・主要な生活関連経路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分の道路標示は、原則100%エスコートゾーンを促進
「心のバリアフリー」		<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ・高齢者、障がい者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%

(3) 福岡市バリアフリー基本計画の位置づけ

本計画は、バリアフリー法第 24 条の2に定める「移動等円滑化促進方針」として、福岡市におけるバリアフリー化推進に関する基本的な方針や「心のバリアフリー」に関する取組みを示すとともに、同法第 25 条に定める「基本構想」として、バリアフリー化の必要性が高い重点整備地区内の移動等円滑化について示すものです。



※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの達成に取り組んでいます。

(4) 目標年次

本計画は、国の基本方針に合わせ、令和7年度を目標年次とします。

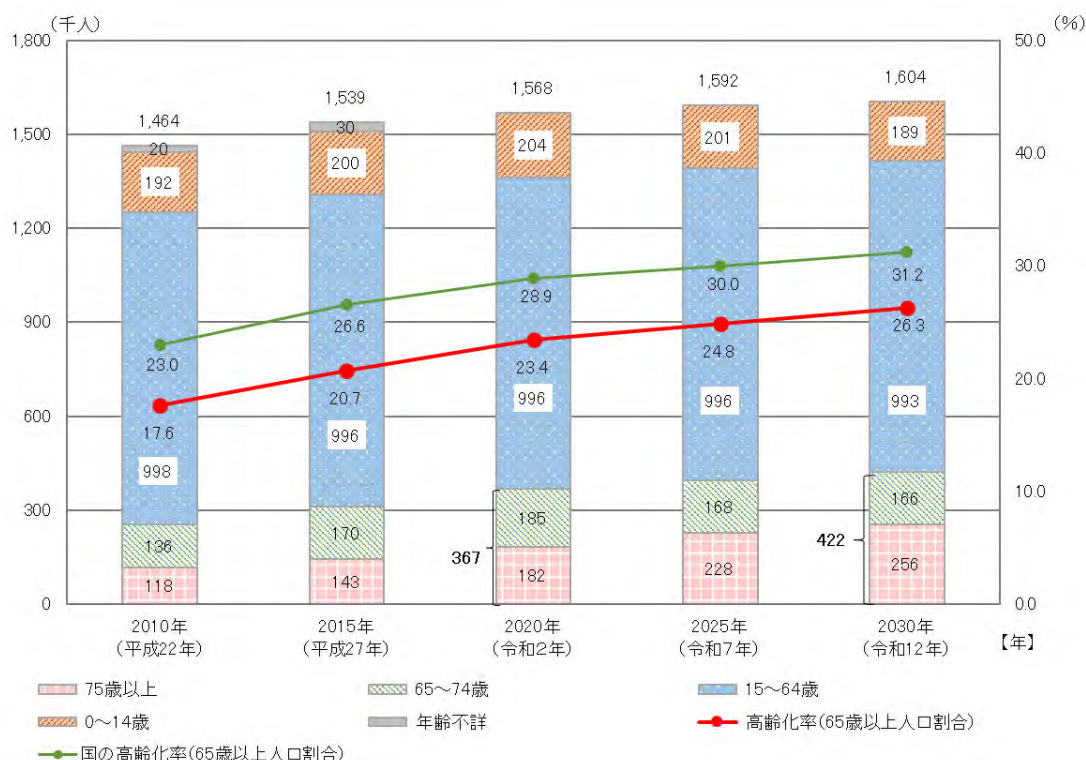
なお、本計画策定後の施設の新設や利用者数などの著しい変化、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

(5) 福岡市における高齢者、障がい者の現状

① 福岡市における高齢者数等の推移

福岡市における65歳以上の高齢者人口は、令和2年には36万7,290人で、高齢化率は23.4%となっています。全国平均に比べると低いものの、高齢化は着実に進んでいます。将来推計では、令和12年には高齢者人口が42万2,071人で、高齢化率が26.3%となり、高齢化が一層進展していきます。

図表3 福岡市の高齢化の推移と将来推計



※出典:「国勢調査(平成27年度)」(総務省)、「福岡市の将来人口推計(平成24年3月)」(福岡市)
 注1)国勢調査の高齢化率(人口割合)算出にあたっては、総数から年齢不詳を除外している。

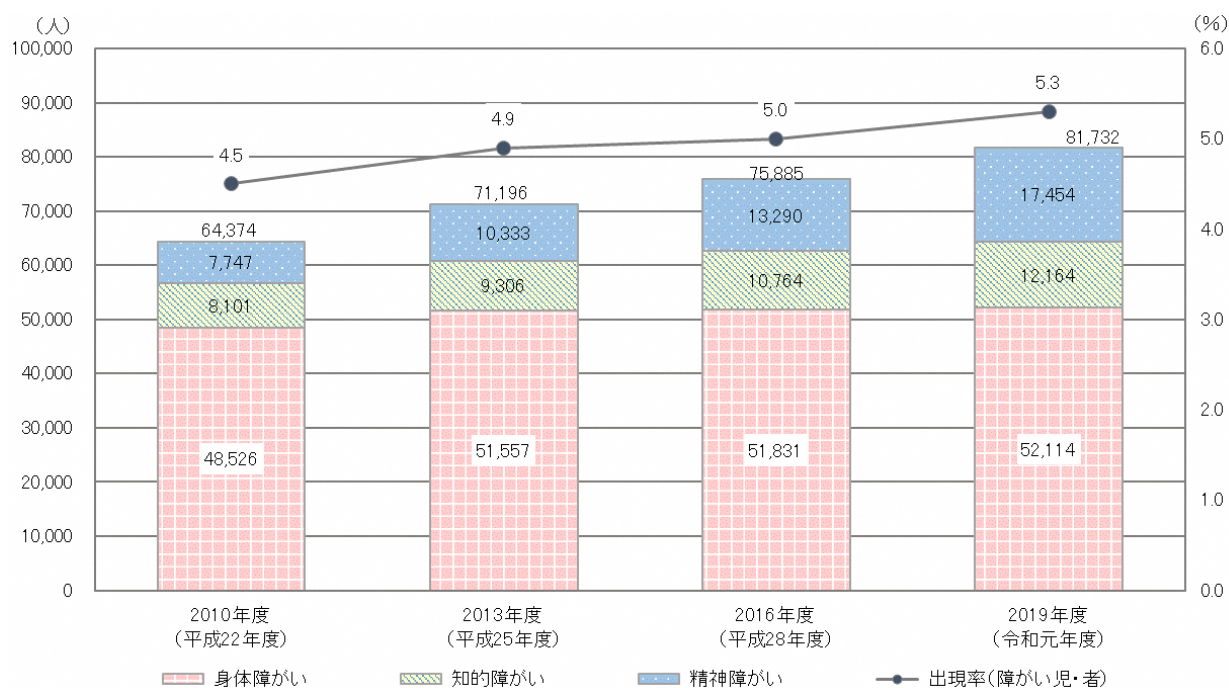
② 福岡市における障がい者数等の推移

福岡市の障がい児・者数(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む)は、令和元年度で81,732人、人口に占める障がい者の割合は5.3%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。

障がい児・者数の推移を見ると、身体、知的、精神とも増加しており、また、人口に占める割合についても上昇傾向にあります。

発達障がいについては、全国的に見ても正確な人数が把握できていない状況ですが、福岡市発達障がい者支援センターの相談者数をみると近年1,400人前後で推移しており、そのうち約半数が成人となっています。

図表4 障がい児・者数及び人口に占める割合の推移



出典:「第6期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

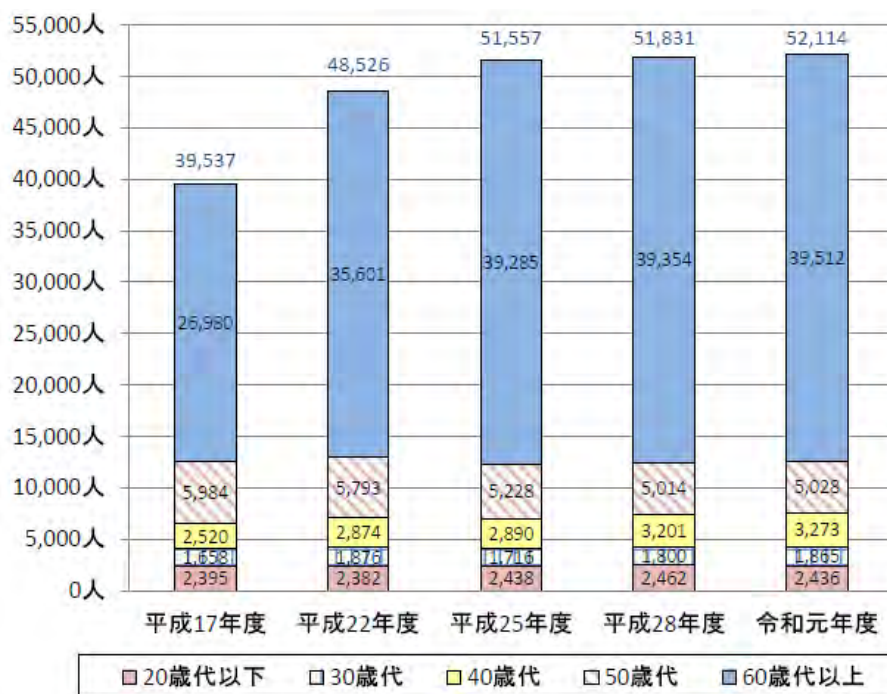
※精神障がい者保健福祉手帳所持者数に関しては、「精神保健福祉事業のまとめ」参照
(令和2年3月31日時点)

※身体障害者手帳、療育手帳の所持者数に関しては、「福岡市障がい児・者等実態調査報告書」参照
(令和元年6月30日時点)

第1 総論

年齢構成別の推移としては、令和元年6月30日現在の身体障がい児・者数(身体障害者手帳所持者数)は52,114人で、20歳代以下2,436人に対して、60歳代以上は39,512人となっており、60歳代以上の割合が75.8%と高い割合を占めています。

図表5 身体障がい児・者の年齢構成の推移



出典:「第6期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

一方、知的障がい児・者数(療育手帳所持者数)は12,164人で、このうち20歳代以下が6,653人(約55%)と大半を占めています。

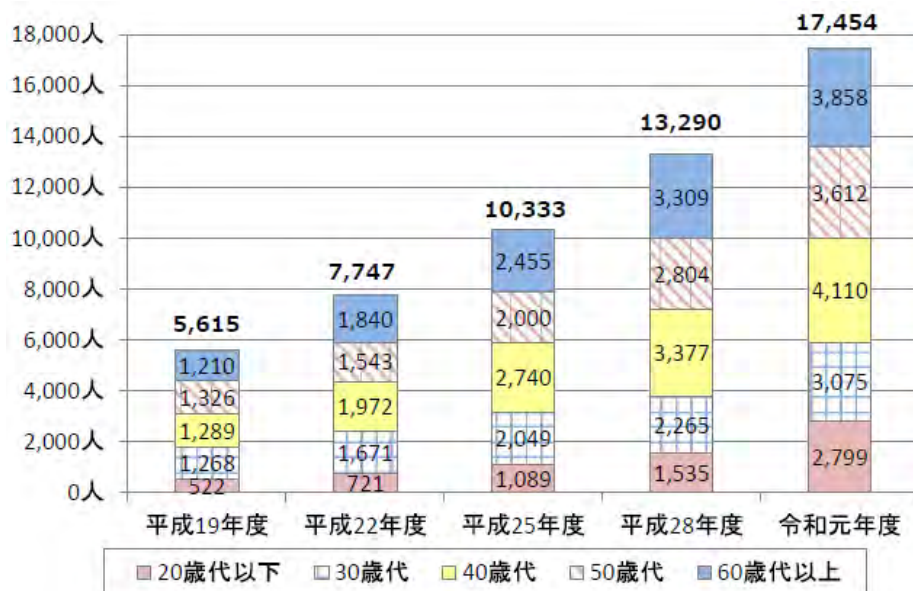
図表6 知的障がい児・者の年齢構成の推移



出典:「第6期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

また、精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は17,454人で、どの年代もほぼ同じ割合となっています。

図表 7 精神障がい児・者の年齢構成の推移



出典:「第6期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

(6) 基本理念と取組みの視点

① 基本理念

超高齢社会の進展や誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりへの関心の高まりなどを受け、福岡市においてもユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めているところです。

本計画はバリアフリーの視点に立脚するものですが、ユニバーサルデザインの理念も踏まえて、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指し、基本理念を次のとおりとします。

誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

② 取組みの視点

基本理念を実現していくために、次に掲げる 3 つの視点で、バリアフリー化を推進していきます。

ハード面:一体的なバリアフリー化の推進

高齢者、障がい者等、誰もが安全かつ快適に暮らしていけるように、日常生活や社会生活において利用する旅客施設、生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的なバリアフリー化を推進します。また、誰もが安心して外出できる環境をつくるため、バス停付近をはじめ市内全域でベンチの設置を官民連携しながら推進します。

ソフト面:相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」の推進

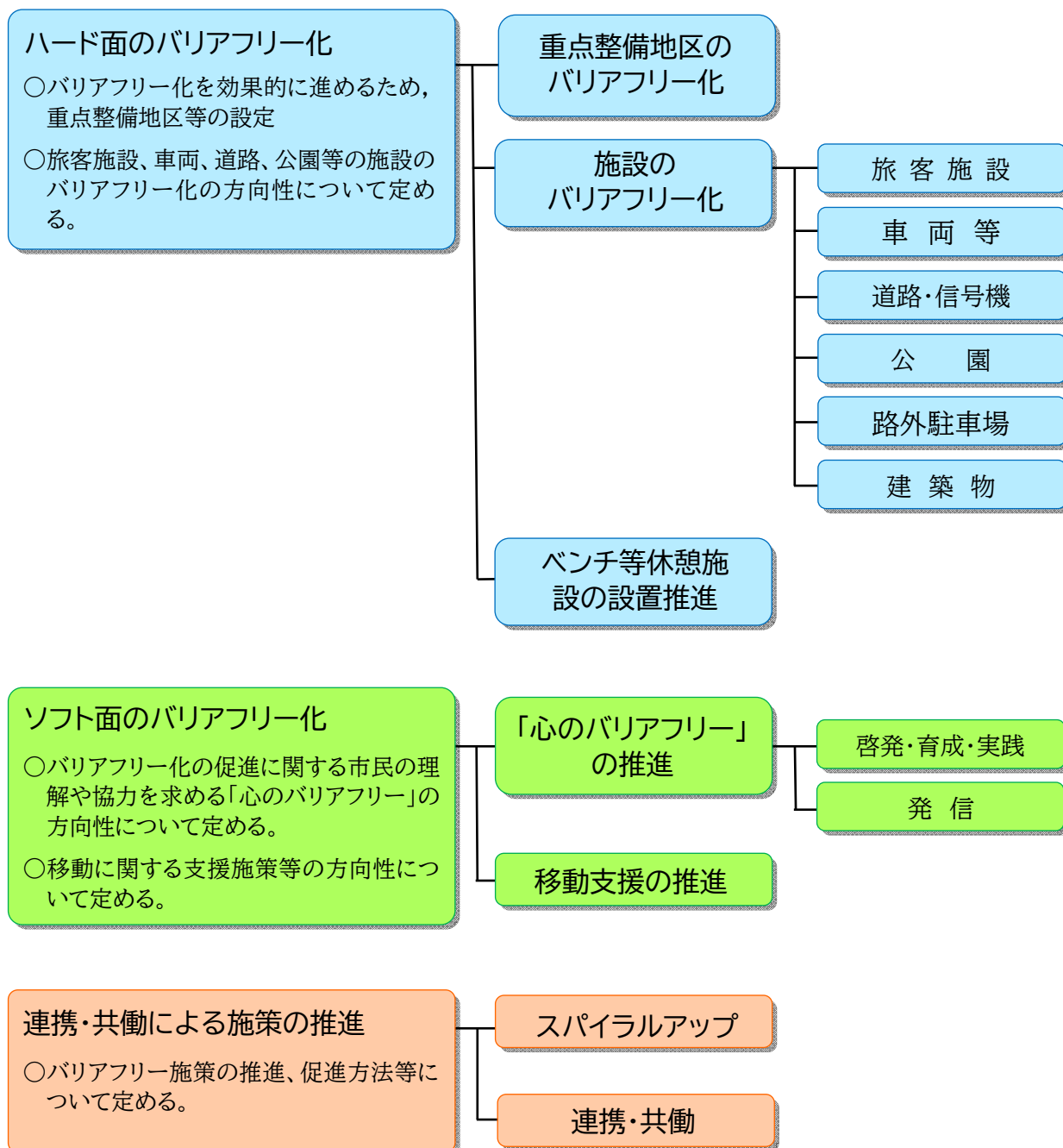
様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」について、市民の理解と協力が当たり前の社会となるよう、広報活動や啓発活動等を推進します。

連携・共働の推進

福岡市だけでなく、公共交通事業者、福岡県警、福岡国道事務所等の外部機関や市民・当事者、企業等とも適切な役割分担のもと連携・共働し、バリアフリー化を推進します。

(7) 施策体系

本計画は、施設整備等のハード面の取組みを中心とする「ハード面のバリアフリー化」、
「心のバリアフリー」の推進などソフト面の取組みを中心とする「ソフト面のバリアフリー化」、
「バリアフリー化の進行管理等」の3つの柱で構成されます。本計画の施策体系は以下の
とおりです。



優先的に整備が必要な旅客施設(66 施設→69 施設)	
福岡市地下鉄 (33→35)	姪浜(※1)、室見、藤崎、西新、唐人町、大濠公園、赤坂、天神、中洲川端、祇園、博多、東比恵、福岡空港、呉服町、千代県庁口、馬出九大病院前、箱崎宮前、箱崎九大前、貝塚、天神南、渡辺通、薬院、薬院大通、 <u>桜坂</u> 、六本松、別府、茶山、金山、七隈、福大前、 <u>梅林</u> 、野芥、賀茂、次郎丸、橋本
JR (16→16)	福工大前、九産大前、香椎、千早、箱崎、吉塚、博多(JR 九州)、博多(JR 西日本)、竹下、笹原、南福岡、和白、下山門、今宿、九大学研都市、周船寺
西鉄 (11→13)	福岡(天神)、薬院、平尾、高宮、大橋、井尻、雑餉隈、貝塚、 <u>名島</u> 、西鉄千早、西鉄香椎、 <u>香椎花園前</u> 、三苫
バスターミナル (3→3)	西鉄天神高速バスターミナル、博多バスターミナル、藤崎バス乗継ターミナル
空港旅客ターミナル (3→2)	福岡空港国内線旅客ターミナルビル、福岡空港国際線旅客ターミナルビル

※1)地下鉄とJR 筑肥線が相互乗入している姪浜駅は、地下鉄の駅としてカウントしています。

※下線は追加した旅客施設

(2) 施設毎の進捗状況

① 旅客施設

ア 鉄道駅

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、内方線付き点状ブロック設置等による転落防止設備の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、64駅全ての整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	60	64
整備済み施設数	54	64
整備率	90.0%	100%

第1 総論

イ バスターミナル

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、維持保全に努めました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	3	3
整備済み施設数	2	3
整備率	66.6%	100%

ウ 航空旅客ターミナル

国内線ターミナルの再整備の際も、施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、引き続き、バリアフリー化の基準適合を維持しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	3	2※
整備済み施設数	3	2
整備率	100%	100%

※国内線ターミナルの再整備に伴い、2つの国内線ターミナルを1つに集約したことにより整備対象施設数が減少。

エ 旅客船ターミナル

福岡市の旅客船ターミナルは、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満ですが、市民にとって重要な海上交通機関であるため、バリアフリー化に取り組みました。

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、8旅客船ターミナル全ての整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	9	8※
整備済み施設数	4	8
整備率	44.4%	100%

※平成 27 年 4 月に大岳への寄港が廃止となり、整備対象施設数が減少。

② 生活関連経路

歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、重点整備地区全体では 43.6km のうち、令和 2 年度で 39.1km の整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象延長	43.6km	43.6km
整備済み延長	31.6 km	39.1km
整備率	72.5%	89.9%

③ 交通安全事業:信号機

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する交差点に設置された信号機について、高齢者や障がい者等の安全な横断を確保するために、音響式付加信号や高齢者感応式信号等のいずれかの機能を付加するなど、平成 27 年度までに全ての対象箇所 196 箇所の整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象箇所	196	196
整備済み箇所	169	196
整備率	86.2%	100%

④ その他道路関係

ア エスコートゾーン

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する横断歩道について、適宜設置に努めました。

第1 総論

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	4	11

イ バス停部歩道のマウントアップ

ノンステップバス導入路線を中心として、マウントアップによるバス乗降口と歩道の段差解消を行い、バス利用環境の改善に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	155	168

ウ バス停の上屋やベンチの設置

広幅員歩道のバス停において、上屋やベンチの設置を行い、バス利用環境の改善に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	上屋 5 ベンチ 4	上屋 50 ベンチ 136

⑤ 車両等

ア 市営地下鉄車両

車両の大規模改修の際に、国の車両の移動等円滑化基準への適合に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
車両の移動等円滑化基準への適合率	100%	100%

※近年の移動等円滑化整備ガイドライン改訂で追加された「車両案内表示装置に、行き先及び種別が運行開始後に変更された場合も表示」という整備内容を除く。

イ 乗合バス

車両の買い換え等の際に、ノンステップバスの導入に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
ノンステップバスの導入	台数 123台 導入率 -	台数555台 導入率40.1%

※低床バス(ノンステップバス及びワンステップバス)の令和 2 年度末時点の導入率は 97.4%です。

ウ ユニバーサルデザインタクシー

車両の買い換え等の際に、ユニバーサルデザインタクシー導入の普及促進に取り組みました。

	平成28年度	令和 2 年度
導入台数	20 台	563台

⑥ 公園

公園の新設及び再整備の機をとらえて、園路及び広場、駐車場のバリアフリー化、障がい者対応型便所の設置等に取り組みました。

		平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み 施設数	園路及び広場	59	131
	駐車場	18	31
	障がい者対応型便所	50	76

⑦ 「心のバリアフリー」

「第2 各論、2 ソフト面のバリアフリー化」に記載のとおり、啓発・育成・実践の3つの区分に応じた取組みを進めました。

(3)課題

鉄道駅などの旅客施設、車両、道路、公園などのハード面のバリアフリー化は着実に進展していますが、令和2年12月に告示された「国の基本方針」に基づき、今後も継続的な取り組みが必要です。

取り組みにあたっては、福岡市だけでなく、より一層、公共交通事業者、福岡県警、福岡国道事務所等の外部機関や市民・当事者、企業等とも適切な役割分担のもと連携・共働りし、バリアフリー化を推進する必要があります。

また、ソフト面については、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように、より一層、「心のバリアフリー」に関する市民一人ひとりの理解の増進と協力の確保を図っていくとともに、ハード面を補完する取り組みとして、スマートフォンやデジタルサイネージ※1等の新しいツールの活用や、わかりやすく、障がいの多様性を踏まえた案内表示など、高齢者、障がい者等が個々の身体的特徴や移動制約に応じて、必要な情報を収集できる環境整備が求められています。

※1)デジタルサイネージ:英語で、Digital Signage。液晶やLEDのディスプレイを用いた電子看板のこと。屋外広告、交通広告、店内広告などの販促を目的とする広告以外にも、案内板や掲示板としても利用されている

1 ハード面のバリアフリー化

(1) 移動等円滑化促進地区、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

① 設定の必要性

地域において、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むためには、日々利用する旅客施設などの生活関連施設※1及びこれらの施設をつなぐ生活関連経路※2について、一体的なバリアフリー化に取り組む必要があります。

このようなバリアフリー化を効果的に進めていくためには、生活関連施設候補が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区や重点整備地区として定め、バリアフリー化のための各種事業を関係機関とも連携し、重点的かつ一体的に推進することが必要です。

福岡市においては、これまで「福岡市交通バリアフリー基本方針」と同方針を継承した「福岡市バリアフリー基本計画」において重点整備地区を設定し、重点整備地区内のバリアフリー化については一定の進捗を見たところですが、旅客施設の乗降客数の増加や新たな生活関連施設の立地等を踏まえ、引き続き着実な取り組みが必要です。

以上を踏まえて、本計画においても、バリアフリー化をさらに推進していくために、重点整備地区を追加設定し、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていきます。

※1)生活関連施設:相当数の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等の施設で移動等円滑化促進地区又は重点整備地区内に立地する施設

※2)生活関連経路:生活関連施設相互をつなぐ経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設

② 移動等円滑化促進地区と重点整備地区

バリアフリー法においては、各自治体において基本構想の策定に努め、生活関連施設候補が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区について、特に移動等円滑化の促進を図る事業を実施する地区を「重点整備地区」として位置付け、バリアフリー化を進めることとされています。

第2 各論

この基本構想の策定及び重点整備地区の設定が、全国で2割ほどにとどまることなどから、平成 30 年度の法改正で、重点整備地区と同様に生活関連施設候補が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区について、移動等円滑化の促進を図る必要が高い地区を「移動等円滑化促進地区」として位置付け、段階的に重点整備地区への移行を図る規定が設けられました。

福岡市においては、これまで、生活関連施設候補が集積した地区は、すべて重点整備地区として設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の進捗を図っており、本計画においても、引き続き重点整備地区として設定するとともに、移動等円滑化の必要性を示す移動等円滑化促進地区も兼ねるものとします。

なお、今後、生活関連施設候補が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区について、関係者間での共通認識の醸成が十分でないことなどにより、速やかな事業実施が困難な地区が生じた場合には、まずは移動等円滑化促進地区のみの設定を行い、関係者間での共通認識の醸成に取り組み、地区内の事業実施の見込みが立ち次第、段階的に重点整備地区への移行を図ることとします。

【参 考】バリアフリー法及び国の基本方針による定義

〈 移動等円滑化促進地区とは 〉

- ・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区(生活関連施設がおおむね 3 以上集積)
- ・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について、移動等円滑化を促進することが特に必要な地区
- ・移動等円滑化の促進が、総合的な都市機能の増進に有効かつ適切な地区

〈 重点整備地区とは 〉

- ・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区(生活関連施設がおおむね 3 以上集積)
- ・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- ・移動等円滑化のための事業の重点的かつ一体的な実施が、総合的な都市機能の増進に有効かつ適切な地区

③ 設定の考え方

●生活関連施設候補の抽出

ア 施設用途の選定

9種類の施設用途を選定

イ 生活関連施設候補の絞り込み

施設の規模や利用実態を踏まえて、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設に絞り込み



●移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定要件、設定

ア 設定要件

特定旅客施設又は生活関連施設候補が概ね直径 1kmの徒歩圏内に3つ以上集積している地区

イ 地区の設定

抽出した生活関連施設候補の分布を確認し、移動等円滑化促進地区として設定。さらに、具体の事業実施が見込まれる地区は重点整備地区にも設定



●生活関連施設の設定

設定地区内に立地する抽出施設を生活関連施設として設定



●生活関連経路の設定

設定地区内に以下の視点から生活関連経路を設定

- ・生活関連施設相互の連絡に配慮し、地区内のネットワークを構成する
- ・利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路、特定道路指定済み経路を優先的に選定
- ・旅客船ターミナルや乗降客数が多いバス停からの経路を設定
- ・隣接する設定地区や隣接自治体との連続性を確保

第2 各論

④ 生活関連施設候補の抽出

ア 施設用途の選定

以下の9種類の施設用途を選定します。

(ア)旅客施設又は特別特定建築物※1のうち、高齢者、障がい者等が日常的に利用する施設として、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、特別支援学校を選定します。

(イ)福岡市独自に、市民の利用ニーズが高い公園と、観光・集客のまちづくりの観点から観光施設を追加します。

図表 9 福岡市において選定する生活関連施設の種類

生活関連施設用途の選定		
A 旅客施設	B 官公庁施設	C 福祉施設
D 病院	E 文化施設	F 商業施設
G 特別支援学校	H 公園	I 観光施設

※1)特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、バリアフリー法施行令第5条に定める建築物(誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がい者などが利用する福祉施設など)

イ 生活関連施設候補の絞り込み

上記9種類の施設総数は膨大な数にのぼるため、施設の規模や利用実態を踏まえて、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設に絞り込みを行います。(参照:57～63頁)

⑤ 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定要件、設定

ア 設定要件

国の基本方針等を踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の利用状況やニーズ等、福岡市の実態も勘案して、次のとおり移動等円滑化促進地区並びに重点整備地区(以下、「設定地区」という。)の要件を設定します。

特定旅客施設又は生活関連施設候補が概ね直径 1kmの徒歩圏内に3つ以上集積している地区

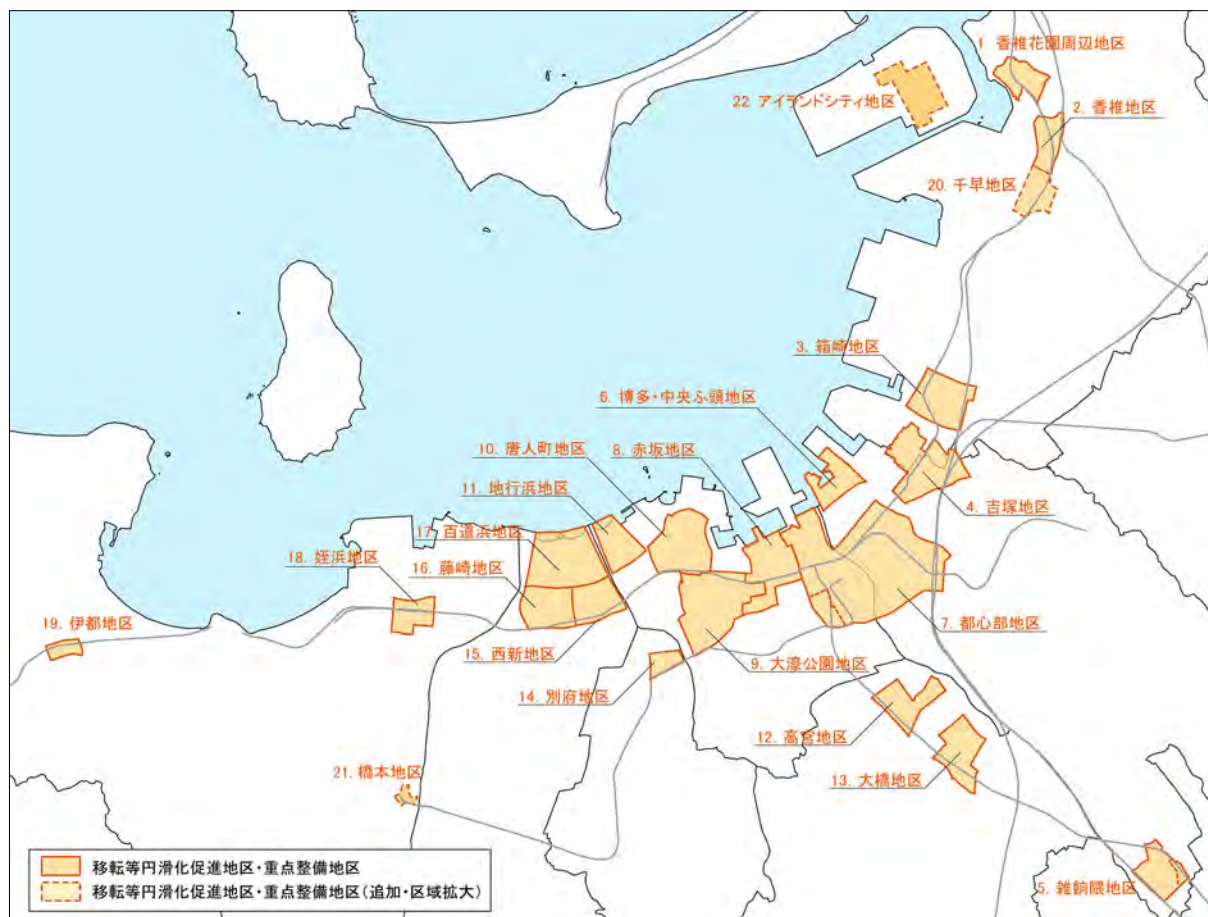
イ 地区の設定

絞り込んだ生活関連施設候補の分布を確認し、概ね直径 1kmの徒歩圏内に生活関連施設候補が3つ以上集積している地区を移動等円滑化促進地区として設定します。さらに、具体の事業実施が見込まれる地区は重点整備地区にも設定します。

設定地区の境界は、原則として、町界や道路、河川、鉄道施設等によって明確に表示可能な箇所で行います。

設定地区は、従前の重点整備地区に、千早地区、橋本地区、アイランドシティ地区の3地区を新たに加え、下図のとおり 22 地区です。また、都心部地区は薬院エリアを、雑餉隈地区は西鉄の新駅エリアを区域拡大します。

図表 10 移動等円滑化促進地区・重点整備地区



第2 各論

図表 11 移動等円滑化促進地区・重点整備地区一覧

地 区 名					
1	香椎花園周辺地区	9	大濠公園地区	17	百道浜地区
2	香椎地区	10	唐人町地区	18	姪浜地区
3	箱崎地区	11	地行浜地区	19	伊都地区
4	吉塚地区	12	高宮地区	20	千早地区★
5	雑餉隈地区☆	13	大橋地区	21	橋本地区★
6	博多・中央心頭地区	14	別府地区	22	アイランドシティ地区★
7	都心部地区☆	15	西新地区		
8	赤坂地区	16	藤崎地区		

※☆：区域拡大地区、★：追加地区

⑥ 生活関連施設の設定

設定地区内に立地する生活関連施設は、下表のとおりです。(参照:64～85 頁)

なお、生活関連施設については固定化するものではなく、社会情勢の変化等必要に応じ、追加や削除を検討します。

図表 12 福岡市において選定する生活関連施設の数

用途	生活関連施設候補 施設数	生活関連施設 施設数
A 旅客施設	75施設	40施設
B 官公庁施設	17施設	16施設
C 福祉施設	35施設	21施設
D 病院	22施設	11施設
E 文化施設	71施設	54施設
F 商業施設	35施設	27施設
G 特別支援学校	4施設	1施設
H 公園	31施設	9施設
I 観光施設	50施設	43施設
計	340施設	222施設

⑦ 生活関連経路の設定

設定地区内に以下の視点から生活関連経路を設定します。

- ・生活関連施設相互の連絡に配慮し、地区内のネットワークを構成する
- ・利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路、特定道路※1指定済み経路を優先的に選定
- ・旅客船ターミナルや乗降客数が多いバス停からの経路を設定
- ・隣接する設定地区や隣接自治体との連続性を確保

なお、既にバリアフリー化されている経路についても、生活関連施設との一体的なバリアフリー化を図る必要がある場合は経路に位置づけるほか、当面、バリアフリー化の事業実施が見込めない経路であっても、長期的展望を示す上で必要な範囲を位置づけることとします。

※1)特定道路:重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定した道路

(2) 施設のバリアフリー化

不特定かつ多数の人が利用する旅客施設や建築物等については、新設や増改築、大規模な修繕や模様替(以下、「新設や改修」とします。)を行う際に、条例等の整備基準への適合とその維持が義務付けられています。

一方で、新設や改修の計画がない既存施設については、施設の構造等の制約条件もあることから、条例等の基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

本計画においては、国の基本方針も踏まえつつ、施設毎にバリアフリー化推進の方向性を定めて、資金面や空間的・物理的な制約等にも配慮しながら、可能な限りバリアフリー化に取り組み、誰もが安心して利用できる施設を目指します。

① 施設のバリアフリー化に関する主な基準等

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化にあたっては、下記の基準等に沿って整備を推進します。

第2 各論

図表 13 施設のバリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和2年10月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和元年6月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
	道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成29年3月改訂 (平成31年3月追補版)
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	福岡市福祉のまちづくり条例	福岡市 平成10年4月
	公共交通・道路 公園・建築物等	福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	福岡市 令和2年2月
	道路	福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例	福岡市 平成25年4月
	都市公園	福岡市公園条例	福岡市 平成25年4月
	駐車場	福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	福岡市 昭和47年4月

② 旅客施設 ※1

ア 国が示した目標等

国が示した目標	<ul style="list-style-type: none"> ●3,000 人以上/日及び重点整備地区内の 2,000 人以上 3,000 人未満/日の鉄道駅、バスターミナルは、原則 100%バリアフリー化 ●2,000 人以上/日の旅客船ターミナル、空港旅客ターミナルは、原則 100%バリアフリー化 ●上記以外の施設についても、可能な限りバリアフリー化 ●鉄道駅のホームドアまたは可動式ホーム柵については 全体:3,000 番線に整備 10 万人以上/日の駅:800 番線に整備
新たな整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加

イ 現状と課題

- 福岡市の 1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設については、69 施設全てのバリアフリー化が完了しています。
- ホームドア・可動式ホーム柵については、福岡市地下鉄全線及び JR 筑肥線の市内全駅で整備が完了しています。
- 引き続きバリアフリー化に取り組むとともに、国の基本方針において、新たな指標として追加された案内設備の設置に取り組む必要があります。

※1)旅客施設:鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設のこと

ウ バリアフリー化推進の方向性

- (ア)新設や改修を行う場合は、引き続き条例等の整備基準に適合させることによりバリアフリー化を推進していきます。
- (イ)国の基本方針を踏まえ、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅・バスターミナル及び重点整備地区内の2,000人以上3,000人未満の鉄道駅・バスターミナルにおいては、国の基本方針に掲げられた次の項目に取り組めます。

第2 各論

また、今後、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上になった旅客施設については随時優先的にバリアフリー化に取り組みます。さらに、これ以外の旅客施設についても、地域の実情を鑑みて、利用者数のみならず、高齢者や障がい者等の利用実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を推進していきます。なお、鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の整備については、国の基本方針を踏まえて、鉄道駅の構造や利用実態等を勘案し、可能な限り取り組みます。

- ・段差の解消(例:エレベーター又はスロープの設置等)

- ・転落防止設備の整備 ※鉄道駅のみ

(例:内方線付点状ブロック※1又はホームドアの設置等)

※1)内方線付点状ブロック:4辺の1つにホームの内側を表示する線状突起(内方線)があるブロック

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備

- ・案内設備の設置(例:運行情報提供設備の設置等)

- ・便所がある場合には、障がい者対応型便所の設置 など

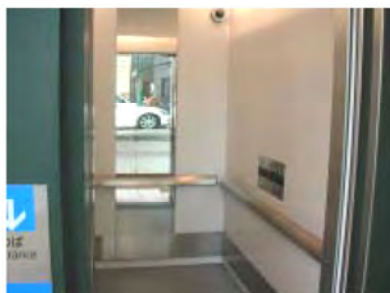
(ウ)福岡市有の旅客船ターミナルについては、1日当たりの平均的な利用者数は2,000人未満ですが、福岡市の重要な海上交通機関であることから、(イ)に掲げた事項の整備に取り組んでいきます。

(エ)旅客施設については、福岡市が管理する施設以外の施設に関しても、各公共交通事業者に対し、本計画の周知及び理解、協力を求め、連携・共働のもとバリアフリー化を推進します。

■写真1
駅新設によるバリアフリー化



■写真2
エレベーターの設置(段差解消)



■写真3
運行情報提供設備



■写真4
ホームドア、視覚障がい者誘導用ブロックの設置(転落防止)



③ 車両等

ア 国が示した目標等

国が示した目標	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄軌道車両については、総車両数のうち約70%をバリアフリー化 ●旅客船については、総隻数のうち約60%をバリアフリー化 ●乗合バスについては、総車両数のうち約80%をバリアフリー化(ノンステップバス) ●貸切バスについては、可能な限りバリアフリー化 ●ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーを約9万台導入 <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシーとする
新たな整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新幹線車両については、可能な限り車椅子用フリースペースの整備

イ 現状と課題

- 車両等については、車両等の買い換え等の際にバリアフリー化を図っているほか、鉄道や船舶の既存車両の改善については、改修により可能な範囲でのバリアフリー化に努めています。なお、福岡市地下鉄七隈線の車両は、ホームとの段差や隙間が小さいなど、よりバリアフリーが進んだ車両となっています。
- バス車両については、これまでも低床バスの導入を精力的に進めてきましたが、更なるバリアフリー化推進のため、国の基本方針の整備目標においても、ノンステップバスの導入拡大が示されており、車両等の買い替え等の際に、順次ノンステップバスの導入を進めています。

ウ バリアフリー化推進の方向性

(ア)車両等の買い換え等の際に、順次移動等円滑化基準 ※1への適合を図ります。

※1)移動等円滑化基準:バリアフリー法に基づき、施設毎に省令で定められたバリアフリー化基準のこと

(イ)既存の車両等については、車いすスペースの確保や、スロープの設置による段差の解消など、可能な範囲で改修によるバリアフリー化に取り組みます。

(ウ)高齢者や障がい者等にとって重要な移動手段である乗合バス車両については、国の基本方針を踏まえ、引き続きノンステップバスの導入促進に取り組みます。

第2 各論

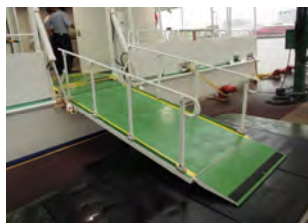
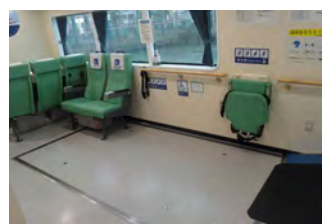
(エ)ユニバーサルデザインタクシーについては、国の基本方針を踏まえ、引き続き導入促進に取り組みます。

(オ)車両等については、福岡市が管理する車両以外の車両等に関しても、各公共交通事業者に対し、本計画の周知及び理解、協力を求め、連携・共働のもとバリアフリー化を推進します。

■写真5 鉄道車両のバリアフリー化の対象(車いすスペース、手すりなど)



■写真6 福岡市営渡船(車いすスペース、乗船スロープ)

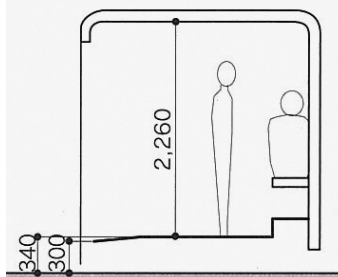


■写真7 路線バスの外観

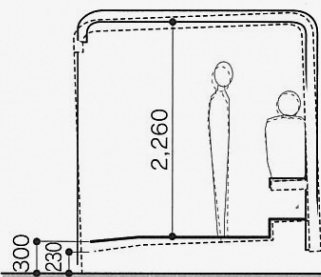


■ノンステップバス

バスに乗り込むとそこがフロアになるタイプ

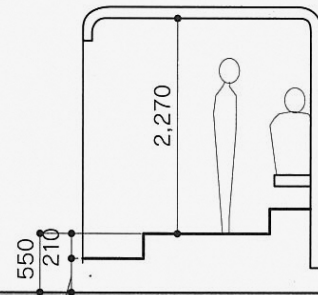


バスに乗り込む際に車体が傾くタイプ



■ワンステップバス

バスに乗り込み、さらにもう1段上がるとフロアになるタイプ



※この他に、バスの前方が傾くものもあります。

単位：mm
※寸法は参考値



④ 道 路

ア 国が示した目標等

国が示した目標	<ul style="list-style-type: none"> ●重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定した特定道路(約 4,450km)の約70%をバリアフリー化 ●重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を全てバリアフリー化 ●重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている、 <ul style="list-style-type: none"> ・信号機は、原則として全て音響機能付加信号機とする ・道路標示は、原則として全てエスコートゾーンとする
新たな整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ●音響機能付加信号機とエスコートゾーンの設置促進箇所を明確化

イ 現状と課題

- 前基本計画で定めた生活関連経路については、令和2年度までに対象延長43.6kmのうち39.1kmのバリアフリー化が完了しています。
- バスは、高齢者、障がい者等にとって身近な移動手段として高いニーズがあるため、歩道とバス乗降口の段差の解消や、バス待ちのための上屋やベンチの整備も推進しています。
- 整備未了箇所のバリアフリー化に引き続き取り組むとともに、国の基本方針において整備内容が拡充された、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する横断歩道に設置された信号機のバリアフリー化、エスコートゾーンの設置に取り組む必要があります。

■写真8 歩道の整備
(歩道拡幅、誘導ブロックの設置)



■写真9 歩道のバリアフリー化
(マウントアップの改善、誘導ブロック設置)



ウ バリアフリー化推進の方向性

(ア)重点整備地区内の生活関連経路は、優先的に次の項目のバリアフリー化に取り組みます。

- ・歩道の段差等の解消
- ・歩道の有効幅員2メートル以上の確保
- ・水はけがよく滑りにくい舗装
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 など

(イ)重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、音響信号機、高齢者等感应信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化に取り組みます。

また、道路又は交通の状況に応じ、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置している信号機等については、音響信号機やエスコートゾーン※1の設置に取り組みます。

※1)エスコートゾーン:視覚に障がいのある人が道路を横断する際の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと

(ウ)重点整備地区内のバス停について、マウントアップ※2によるバス乗降口と歩道の段差の解消、広幅員歩道における上屋やベンチの設置など、官民連携によるバス停の利用環境の改善を図ります。

※2)マウントアップ:歩道が車道よりも一段(15~20 cm)高くなっていること。これにより、バス乗降口と歩道の段差が改善される

(エ)生活関連経路以外の特定道路や幹線道路等についても、バリアフリー化に努めます。

(オ)道路については、福岡市のみならず、国道の道路管理者や福岡県警、各公共交通事業者に対し、本計画の周知及び理解、協力を求め、連携・共働のもとバリアフリー化を推進します。

⑤ 公園

ア 国が示した目標等

国が示した目標	<ul style="list-style-type: none"> ●規模の大きな概ね2ha以上の都市公園について ・園路及び広場の約70%をバリアフリー化 ・駐車場の約60%をバリアフリー化 ・便所の約70%をバリアフリー化
新たな整備内容	—

イ 現状と課題

- 公園については、新規整備や再整備等に合わせて、条例等の整備基準への適合を図ることによりバリアフリー化を進めており、園路及び広場については、令和2年度までに131箇所のバリアフリー化が完了しています。
- 公園の駐車場については、平成30年度に整備対象31ヵ所全てのバリアフリー化が完了しています。
- 障がい者対応型トイレの整備については、公園の新規整備や再整備等に合わせ、取り組みを進めています。
- 整備未了施設のバリアフリー化に引き続き取り組む必要があります。

ウ バリアフリー化推進の方向性

- (ア)公園の新設などを行う際には、引き続き、福岡市公園条例の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。
- (イ)既設の公園については、緊急性・必要性の高い公園から再整備(部分的な改修を含む。)に取組んでいくこととし、可能な限り、福岡市公園条例の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。

◇公園の新設又は再整備における主なバリアフリー化の視点

- ・園路及び広場のバリアフリー化(有効幅員の確保、段差の解消など)
- ・駐車場がある場合は、駐車場のバリアフリー化(車いすスペースの確保など)
- ・便所がある場合は、障がい者対応型便所の設置

第2 各論

■写真 10

アイランドシティ中央公園



■写真 11 千早中央公園



■写真 12 東領公園（再整備）



■写真 13 障がい者対応型便所



■写真 14 駐車場(車いす使用者用駐車スペース)



⑥ 路外駐車場

ア 国が示した目標等

国が示した目標	●特定路外駐車場※1の約75%をバリアフリー化
新たな整備内容	—

※1)特定路外駐車場:駐車面積(駐車マスの部分の面積の合計)が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車場で、その利用にあたり駐車料金を徴収するもの(道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設を除く)

イ 現状と課題

○駐車場法第12条による届出が必要な路外駐車場※2を新たに設置する場合には、条例等の整備基準への適合を図ることによりバリアフリー化を進めています。

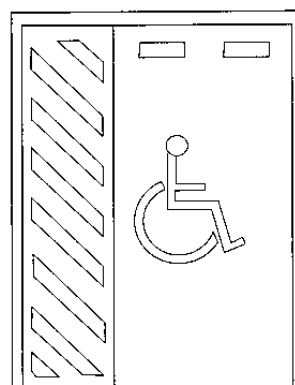
※2)路外駐車場:道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般の用に供されるもの。

ウ バリアフリー化推進の方向性

(ア) 駐車場法第 12 条による届出が必要な路外駐車場を新たに設置する場合には、引き続き、条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。

(イ) 既存の福岡市営駐車場については、車いす利用者用駐車スペースから出入口までのバリアフリールート確保に努めます。

■ 駐車スペースの設置例



⑦ 建築物 ※1

ア 国が示した目標等

<p>国が示した目標</p>	<p>●2,000 m²以上の特別特定建築物の総ストックの約67%をバリアフリー化</p>
<p>新たな整備内容</p>	<p>●床面積の合計が 2,000 m²未満の特別特定建築物等についても、条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知によりバリアフリー化を促進</p> <p>●公立小学校等※2については、文部科学省において目標を定め、バリアフリー化を促進</p>

※1) 建築物: 福岡市福祉のまちづくり条例で定める特定施設で、病院、官公庁舎、スポーツ遊戯施設、教育文化施設、百貨店など、不特定かつ多数の人が利用する施設

※2) 公立小学校等: 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る)で公立のもの

第2 各論

イ 現状と課題

- 新設や改修を行う場合は、条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進しています。
- 新設や改修以外の場合、既存建築物にかかるバリアフリー化のための現状改善については、資金面や空間的・物理的な制約等により、全ての整備基準についての適合を図ることは困難な状況ですが、様々な機会を捉え、段階的に改善に努めています。

ウ バリアフリー化推進の方向性

- (ア)新設や改修を行う場合は、引き続き、条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (イ)床面積の合計が 2,000 m²未満の不特定かつ多数の人が利用する建築物等についても、引き続き、施設設置管理者に対して条例等の整備基準への適合の働きかけや啓発・情報発信に努めます。
- (ウ)重点整備地区内の生活関連施設や福岡市が施設設置管理者である施設については、必要に応じて、高齢者、障がい者等の利用者や施設設置管理者等の参加による「まち歩き」の実施や、多様な利用者の声も踏まえて、バリアフリー化の推進の方向性や整備内容等を検討していきます。

■写真 15 施設内のエレベーターや点字案内板に誘導する視覚障がい者誘導用ブロック



(3) ベンチ等休憩施設の設置推進

福岡市では、すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリーのまちを実現するための施策の一つとして、高齢者や障がい者、妊産婦や子ども連れの人などの休憩需要に応えるため、平成28年度から、歩道上や市有地・民有地の道路沿いの場所へのベンチ等休憩施設の設置推進に取り組んでいます。

休憩施設を必要としているのは、高齢者や身体障がい者だけではなく、内部障がい者は、臓器の働きが原因でとても疲れやすく、また、知的障がい、精神障がい及び発達障がい等の人は、知覚面や心理面の働きが原因で、疲れやすさや喉の渇き等を発現するため、外出する際の大きな負担や制約になっています。

様々な人に必要とされる場所に休憩施設が整備されることにより、外出や目的地間の移動が容易になり、運動時間や目的地滞在時間が延びることで、市民の健康増進にも繋がるほか、休憩施設が持つたまり機能により、新たな交流や賑わいが生まれ、市民生活の活性化も期待できます。

高齢者、障がい者をはじめとしたすべての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができる環境を整えるために、歩道上や市有地・民有地の道路沿いの場所へのベンチ等休憩施設の設置を推進します。

① 現状と課題

○福岡市では、バス事業者や道路管理者によるバス停への上屋・ベンチの設置のほか、バス停付近やウォーキングコース沿いなどの市有地へのベンチ設置や、地域や企業、団体等が民有地の道路沿いの場所に設置するベンチへの購入費補助等により、市民が気軽に休憩できるスペースの設置推進に取り組んでいます。

○一方で、高齢者・障がい者等が望む休憩施設の設置間隔は100mから200m程度※1と言われており、また、令和元年度に実施した福岡市高齢者実態調査においては、高齢者が徒歩や公共交通機関で外出する際、「バス停に屋根やベンチなどの待合い施設が少ない(18.9%)」、「歩道にベンチなどの休息施設が少ない(12.7%)」ことに困っているとの意見が依然として多くなっているなど、ベンチ等休憩施設のより一層の増設が求められています。

第2 各論

※1) 休憩施設の設置間隔:財団法人国土技術研究センター編集・発行「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(2011年8月)において、高齢者等が望む設置間隔が「100~200m程度」であるとの研究例が示されています。

○ベンチ等休憩施設の設置にあたっては、歩道上は歩行者が安全に通行するためにスペースが限られており、休憩施設を単独で設置することが困難な場合が多いため、植栽柵とベンチの兼用等により限られた道路空間を有効に活用するほか、道路に隣接する市有施設や市有地、民有地への設置など、官民連携しながら進めていく必要があります。

② 取組みの方向性

高齢者、障がい者等、誰もが安心して外出できる環境をつくるため、バス停付近をはじめ市内全域でベンチ等休憩施設の設置を官民連携しながら推進します。

なお、設置にあたっては、地域から望まれる、より需要が高い場所として、バス停付近及びバリアフリー重点整備地区内の生活関連経路を優先し、市が設定したウォーキングコースや、生活関連施設候補、公民館、老人いこいの家などの人が集まる施設及びその周辺についても、設置可能なスペースや利用しやすさなど周囲の状況を踏まえ、歩道、市有地、民有地いずれかの敷地において設置を推進します。

また、ベンチ等休憩施設を設置する際には、道路法などの関係法令や関係条例を遵守しながら、人の動線や歩道の幅員を確保するとともに、車いす使用者や視覚障がい者誘導用ブロック使用者の通行を阻害しないよう適切な離隔を確保するなど、周囲の安全性を確保します。

■写真 16 広報用プレートの例



■写真 17 標準的な設置例(公園)



■写真 18 標準的な設置例(歩道)



■写真 19

植栽柵を座れる形で整備した例



■写真 20

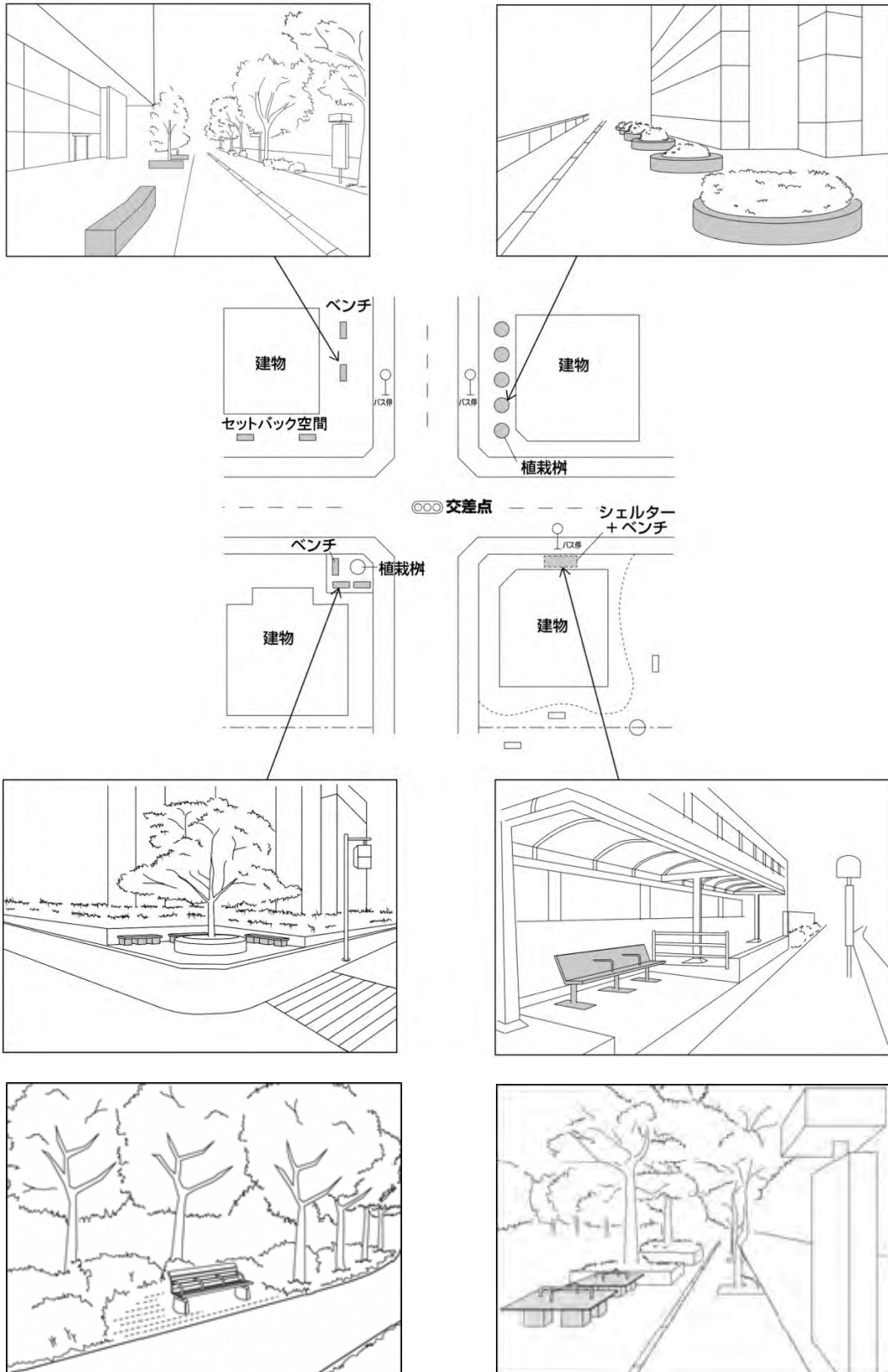
植栽の間に設置されたベンチの例



③ 設置場所別の取組み

- (ア) 公共建築物や公園等の市有施設においては、各施設設置管理者が、施設等の新設や改修を行う際に、施設の用途・設置目的や利用者属性を踏まえて、道路沿いにベンチ等休憩施設の設置を検討し、安全性や周辺状況に配慮の上設置に取り組みます。
- (イ) 緑道、遊歩道等の市有地においては、各施設設置管理者が、地域からの要望等を踏まえて、改修等を行う際に、ベンチ等休憩施設の設置を検討し、安全性や周辺状況に配慮の上設置に取り組みます。
- (ウ) 歩道においては、「福岡市道路整備アクションプラン 2024」に基づき、バス停付近やバリアフリー重点整備地区内の生活関連経路などへの設置について、バス事業者と道路管理者が連携しながら、安全性や周辺状況に配慮の上設置に取り組みます。
- (エ) 民間開発により新設・改修されるセットバック空間等が休憩施設、たまり空間等としても機能するよう、市が民間事業者等と連携・共働し、民間事業者等による設置の促進に取り組みます。
- (オ) その他、地域団体等が民有地の道路沿いの場所やバス停付近の歩道に設置する場合においては、市がベンチ購入費を補助し、賠償責任保険を付保することなどによって、官民一体となって設置の促進に取り組みます。なお、バス停付近の民有地については、バス事業者と共同で補助するなど、連携して設置を促進します。

図表14 ベンチ等休憩施設の設置例



2 ソフト面のバリアフリー化

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができる環境を整えるためには、旅客施設や車両等の公共交通機関、道路、公園など、ハード面のバリアフリー整備のみならず、施設の運営に従事する職員や市民の理解と協力、わかりやすい情報提供など、ソフト面と一体となった総合的な取組みが必要です。

障がいの特性は様々であり、視覚障がいについては、障がいの程度によって求められるバリアフリー化の内容が異なることもあります。また、身体の機能上の制限については、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の知覚面又は心理面が原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担にも留意する必要があります。

特に、情報提供に当たっては、視覚、聴覚、音声・言語機能等の障がいや、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、コミュニケーションに障がいのある人にとっては、必要な情報を容易にかつ正確に得ることや、他人に自分の意思を伝えることが困難な場合が多いことも事実です。情報は、一つの手段だけでなく様々な代替手段を用いて提供していく必要があります。

本章では、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」について、市民一人ひとりの理解の増進と協力の確保へ向けた取組みや、円滑な移動や施設利用にかかる支援推進について、取組みの方向性を定めます。

(1) 「心のバリアフリー」の推進

① 現状と課題

ア 市民アンケート結果

《障がい者支援として地域社会や企業に望むこと》

令和元年度に実施した「福岡市障がい児・者等実態調査」において、「障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと」との設問について、身体障がい者では「公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる」と回答した人の割合が最も多くなっています。また、障がい児や知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者では「障がいに対する理解を深める」と回答した人の割合が最も高くなっています。

第2 各論

図表15 障がい者支援として地域社会や企業に望むこと

	身体障がい者 (N=760)	知的障がい者 (N=563)	身体・知的障がい児 (N=543)	精神障がい者〔通院〕 (N=701)	発達障がい児・者 (N=258)	難病患者 (N=661)
1位	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (45.0%)	障がいに対する理解を深める (55.4%)	障がいに対する理解を深める (71.6%)	障がいに対する理解を深める (43.7%)	障がいに対する理解を深める (76.0%)	障がいに対する理解を深める (44.2%)
2位	障がいに対する理解を深める (39.1%)	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (34.6%)	企業で障がい者を積極的に雇用する (48.6%)	一般企業で働ける(働き続ける)ための支援 (29.1%)	企業で障がい者を積極的に雇用する (54.3%)	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (43.9%)
3位	企業で障がい者を積極的に雇用する (23.2%)	企業で障がい者を積極的に雇用する (31.5%)	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (39.6%)	企業で障がい者を積極的に雇用する (23.7%)	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (27.5%)	企業で障がい者を積極的に雇用する (25.6%)
4位	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (18.8%)	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (25.2%)	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (24.1%)	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる (22.3%)	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (17.4%)	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (16.9%)
5位	地域の行事やイベントに障がい者が参加しやすいように配慮する (9.1%)	障がい者施設などで作ったものを購入する (15.3%)	地域の行事やイベントに障がい者が参加しやすいように配慮する (16.4%)	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする (13.1%)	地域の行事やイベントに障がい者が参加しやすいように配慮する (15.1%)	地域の行事やイベントに障がい者が参加しやすいように配慮する (8.9%)

※複数回答

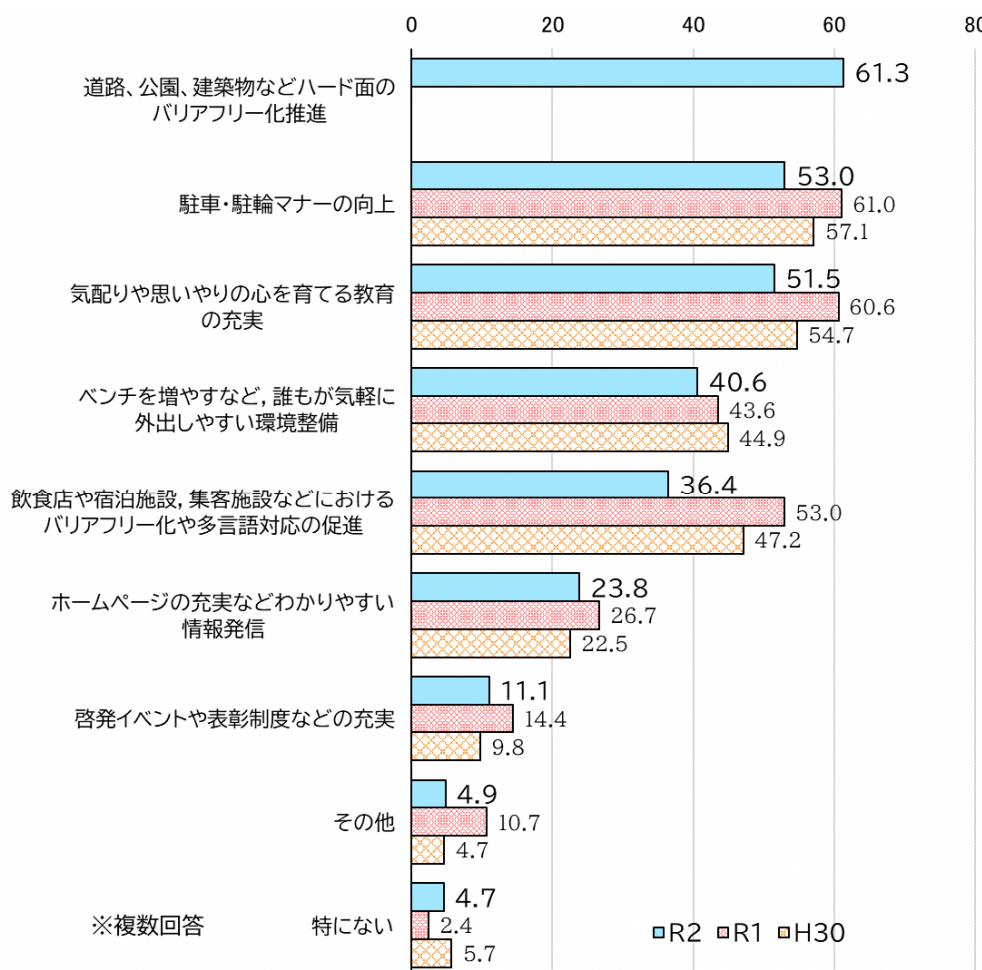
出典:「令和元年度福岡市障がい児・者等実態調査」(福岡市)

《「ユニバーサル都市・福岡」を実現するため、より充実させる必要があると思う取り組み》

令和2年度に実施した「福岡市 市政アンケート調査」において、「『ユニバーサル都市・福岡』を実現するため、より充実させる必要があると思う取り組みについて」との設問について、回答した人の割合が多い項目は「道路、公園、建築物などハード面のバリアフリー化推進」、「駐車・駐輪マナーの向上」、「気配りや思いやりの心を育てる教育の充実」、「ベンチを増やすなど、誰もが気軽に外出しやすい環境整備」、「飲食店や宿泊施設、集客施設などにおけるバリアフリー化や多言語対応の促進」の順となっています。

また、平成30年度からの推移をみると、「駐車・駐輪マナーの向上」、「気配りや思いやりの心を育てる教育の充実」は、継続して上位にあります。

図表16 「ユニバーサル都市・福岡」を実現するため、より充実させる必要があると思う取り組み



出典:福岡市市長室「市政アンケート調査」

イ 「心のバリアフリー」に関する取組みにあたっての役割と留意事項

令和2年12月に告示された「国の基本方針」では、「心のバリアフリー」に関する取組みにあたっての留意事項と役割として、以下の内容が示されています。

<p>「心のバリアフリー」を体現するためのポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること ●障がいのある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること ●自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと
-------------------------------	---

<p>国の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、関係者の連携及び国民の理解を深める ● 「高齢者、障がい者等」には、高齢者、全ての障がい者(身体障がい者のみならず知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについて、改めて周知
<p>地方公共団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の取組みに準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、市民の「心のバリアフリー」の推進に努める
<p>施設設置管理者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的な教育訓練を通じ、職員等が、高齢者、障がい者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや支援を行う ● 施設の一般利用者が、困っている高齢者、障がい者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用について配慮を求める広報活動や啓発活動等に努める
<p>国民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために円滑な移動と施設の利用を実現する必要性について、理解を深める ● 高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車により、高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げない ・ 鉄道駅等の利用にあたり、必要に応じ、高齢者、障がい者等を手助け ・ 福祉便房、車椅子利用者用駐車施設、エレベーター、車椅子スペースや優先席が設置された車両等の利用にあたっては、体調不良その他やむを得ない場合を除き、当該施設の利用を控え、高齢者、障がい者等に譲る等適正な配慮をするよう努めなければならない

② 取組みの方向性

ア 啓発

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性や、そのために高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用に努める必要性について、市民の理解を深めるために、各種の広報、啓発、交流活動を実施していきます。

障がい者等が移動や施設の利用などの際に抱えている困難は、視覚、聴覚、脊髄損傷、肢体不自由などの身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいの状態により様々です。さらに、視覚障がい者の見え方は多様で、全く見えない人(全盲)、見えにくい人(弱視)、特定の色が区別できない人(色覚異常)など様々な状態の人がいます。

また、外見からは障がいがあることが分かりにくい人もいます。内臓機能の障がいのある人は、外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすく、知的障がい、発達障がい、精神障がい者は、対人的なコミュニケーションが苦手であるといった特徴があるなど、障がいの多様性についての理解を深めることも重要です。

イ 育成

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、妊産婦やベビーカーを使用する人など様々な立場の人が抱える困難や支援のニーズについて、障がいの多様性を踏まえたより具体的な知識を身に付け、実際に経験する研修や教育を児童・生徒、地域団体及び企業等を対象に進めていくほか、多くの人を利用する各種施設の管理運営者やバリアフリー整備の担当者などに対する研修などを通じて、バリアフリー化促進を担う人材の育成をめざします。

ウ 実践

「啓発」と「育成」の取組みを通じて、様々な立場の人が抱える困難や支援のニーズについて理解を深めた人同士が、実際に協力し支え合う社会の実現を目指します。

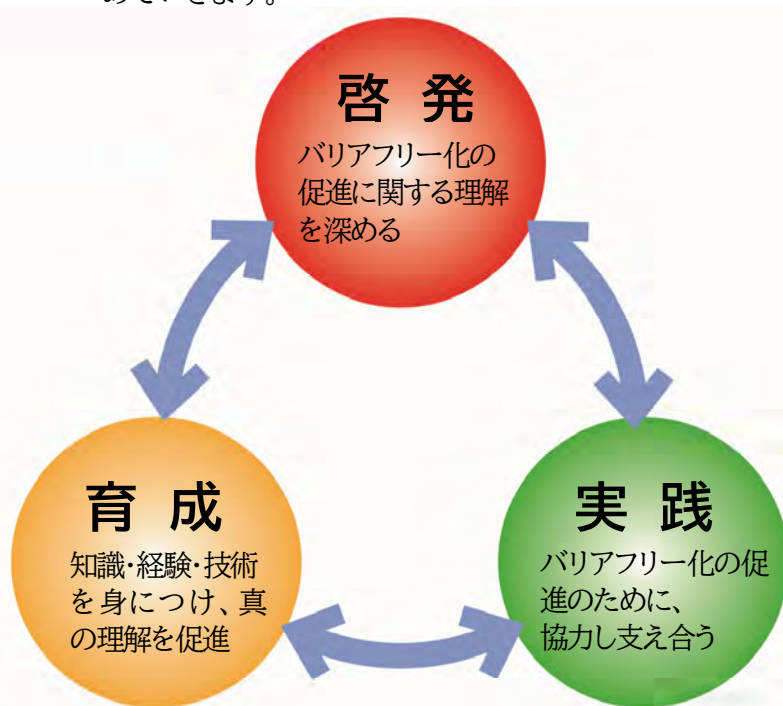
第2 各論

また、高齢者、障がい者等が、その能力を最大限発揮し社会参加していくことの重要性に鑑み、高齢者、障がい者等の意見や実情を踏まえたバリアフリー化促進を図ることで、障がい者等の力を引き出し、自立した日常生活の確保に努めます。

工 発信

さらに、ハードとソフトが一体となった取組み等の成果について、その優良事例の情報を積極的に発信し、関係者の連携と市民の理解を深めていきます。

日常生活や社会生活におけるバリアを軽減することで、高齢者や障がい者等が自立した生活を確保できることの重要性について、理解を深めていきます。



日常生活や仕事、学校教育などの様々な場面において、研修や学習を行うことで、バリアフリー化推進のための知識や経験、技術を身につけ、真の理解を促進します。

市民参加の仕組みづくり

③ 啓発・育成・実践のための取組み

バリアフリー化促進にかかる理解と協力を求める「心のバリアフリー」を、市全域で発展させていくため、啓発・育成・実践の3つの区分に応じた取組みを推進します。

区分	対 象	これまでの取組み	今後の取組み
啓発	幅広い 市民一般	<p>●既存行事と連携した啓発イベント等の開催</p> <p>障がい者週間(12月3～9日)、世界自閉症啓発デー(4月2日)・発達障がい啓発週間(4月2～8日)、精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」、ユニバーサル都市・福岡フェスティバル など</p>  <p>障がい者週間記念の集い 2018</p>  <p>ユニバーサル都市・福岡賞 2019 受賞者</p>	引き続き、様々な機会を捉え、啓発イベント等を実施


区分	対象	これまでの取組み	今後の取組み
啓発	幅広い 市民一般	<p>●「ユニバーサル都市・福岡」公式インスタグラムの開設</p> <p>福岡市内の身近にあるユニバーサルデザイン(場所、サービス)、多様な主体の取組みなどについて、クイズ形式で紹介</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">投稿イメージ</p>	<p>引き続き、様々な方への配慮やユニバーサルデザインの事例等、楽しみながら、「ユニバーサル都市・福岡」について学びの機会を提供</p>
		<p>●分かりやすく、親しみやすい啓発資料の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー入門小冊子 ・支援、手助けのポイントや方法を解説した広報紙「心のバリアフリー」 ・障がい者に関するマークのPR ・既設小規模店舗等向けバリアフリー改修の手引き ・すべての人にやさしい社会を目指す「福岡市障がい者差別解消条例」の啓発リーフレット <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="517 1906 785 1973"> <p>広報紙 「心のバリアフリー」</p> </div> <div data-bbox="863 1906 1166 1973"> <p>障がい者差別解消条例 啓発チラシ</p> </div> </div>	<p>引き続き、啓発行事や出前講座、研修会などにおいて啓発資料を活用し、配布・啓発</p>

区分	対 象	これまでの取組み	今後の取組み
<p>児童・生徒、地域団体、企業等</p>		<p>●学校、公民館、民間企業等におけるバリアフリー出前講座の実施</p>  <p>学校での出前講座</p>	<p>引き続き、様々な機会を捉え、出前講座等を実施 実施にあたっては、関係機関とも連携して取り組む</p>
		<p>●福岡版ユニバーサルマナー検定の実施 高齢者や障がい者への接し方等について、福岡市の身近なユニバーサルデザインの事例を取り入れた福岡市オリジナルの講座を実施</p>  <p>福岡版ユニバーサルマナー検定</p>	<p>引き続き実施</p>
		<p>●小中学校での「心のバリアフリー」に関する教育の実施</p>  <p>小学校でのバリアフリー体験教室</p>	<p>各学校において、児童生徒の実態に基づき、総合的な学習の時間、道徳科や特別活動などにおいて、「心のバリアフリー」につながる授業を実施し、思いやりの心や多様性を尊重する態度等を育む</p>

区分	対 象	これまでの取組み	今後の取組み
	<p>見 童 ・ 生 徒、地域団 体、企業等</p>	<p>●「合理的配慮」に関する福祉教育資料の作成</p> <p>小学校4年生向けに、障がいや障がいのある方に対する合理的配慮等について、イラストなどにより自分にできることなどを考え、理解してもらうための啓発リーフレットを作成</p> 	<p>令和3年度から、主に小学校4年生時に行われる福祉教育等で活用し、啓発・教育を実施</p>
<p>育成</p>	<p>整備担当者</p>	<p>●技術者向け研修</p> <p>バリアフリー整備に携わる人を対象として、整備基準の考え方、利用者の声などを内容とする研修を実施</p>	<p>引き続き、研修等を実施</p>
	<p>市職員</p>	<p>●市職員向け研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員向け研修、バリアフリー体験講座 ・「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の活用・PR 	<p>引き続き、研修等を実施</p>

区分	対象	これまでの取組み	今後の取組み
実践	バリアフリー化促進に協力する意志を持つ人、高齢者や障がい者等をはじめとする当事者	<p>●市民参加による「福岡市バリアフリーマップ」や「車いす利用者おでかけマップ」の作成、更新、調査</p>  <p>車いす利用者おでかけマップ</p>	引き続き、施設情報の追加・更新に努めるとともに、ウェブアクセシビリティの向上を図る
		<p>●利用者の声、意見交換等による共働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント組織等と連携した「まち歩き」の実施、ソフト面の取組み強化 ・「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」を平成 29 年度に立上げ、運用  <p>ベビーカー貸出サービス</p>	必要に応じて「まち歩き」の継続実施 「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の周知、活用の働きかけを継続実施
		<p>●障がい者110番・障がい者差別解消相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の権利擁護や差別解消にかかる相談等に対応するため、常設相談窓口を設置 ・常駐の相談員による一般相談のほか、弁護士・ソーシャルワーカー等による定期相談・専門相談を実施 	引き続き実施

第2 各論

区分	対象	これまでの取組み	今後の取組み
実践	障がい者等やその家族、地域の人々、医療や介護の関係者、設計・建築に携わる人、施設設置管理者	<p>●「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」の作成・啓発による、あらゆる方にとってわかりやすいデザインの普及促進</p> <p>認知症の人をはじめ、あらゆる方にとってわかりやすく、やさしいデザインが、まち全体に広がっていくことを目指し、普及・啓発を実施</p> 	引き続き、普及・啓発を実施

④ バリアフリー情報発信のための取組み

バリアフリー化に関するハード整備やソフト面の取組みの成果等を積極的に発信し、関係者の連携と市民の理解を深めていくとともに、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」を進める福岡市を発信していきます。

取組例	内容
バリアフリー表彰制度	<p>●バリアフリー化や「ユニバーサル都市・福岡」の推進に関して功績のあった者に対する表彰を行い、優れた取組みの普及と啓発を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面のバリアフリー ・ソフト面のバリアフリー ・ハード・ソフト一体の取組み など
バリアフリー優良事例等の収集と公表	<p>●ハード・ソフト一体の優れた取組みや、的確なかつ普及しやすい工夫、アイデア、開発・研究成果事例などの優良事例を収集し、関係機関と連携し、情報発信する。</p>
福岡市バリアフリー基本計画の進捗状況の公表	<p>●ロードマップに基づく取組実績等について、「福岡市バリアフリー推進協議会」に報告を行うとともに、市ホームページに公表を行う。</p>

(2) 移動支援の推進

① 現状と課題

徒歩により外出する際の歩道や地下通路等には、利用者の身体的な状況によって、通行の妨げになる段差等のバリアが多種多様にあります。これらのバリアは、エレベーターやスロープを設置することにより、ハード面のバリアフリー化は段階的に進捗していますが、既存のハード面を補完し、移動を支援していくソフト面の取組みが課題となっています。

また、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などにとって、外出先の施設におけるバリアフリー設備やサービスの情報などの必要な情報が、十分に提供され、容易に取得できるような環境を整備していくことも重要です。

第2 各論

② 取組みの方向性

ア 新しいツール等を活用した情報発信・移動支援の推進

スマートフォンを利用した情報提供やデジタルサイネージ※1等を活用した移動支援の取組みなど、社会情勢の変化等に応じた必要な移動支援について、企業等と連携、共働し取り組めます。

※1)デジタルサイネージ:英語で、Digital Signage。液晶やLEDのディスプレイを用いた電子看板のこと。屋外広告、交通広告、店内広告などの販促を目的とする広告以外にも、案内板や掲示板としても利用されている

イ わかりやすく、障がいの多様性も踏まえた案内表示等の推進

主要な駅等の旅客施設や官公庁施設、文化施設、商業施設等の生活関連施設とこれらの施設までの経路において、障がいの多様性も踏まえ、全ての移動者に分かりやすいサインや案内表示等の設置推進に、関係機関や企業等と連携、共働し取り組めます。

ウ 外出に関する情報の提供

安心して外出することができるように、外出先の施設のバリアフリー設備やサービス内容などの情報を「福岡市バリアフリーマップ」として提供し、施設情報の追加・更新に努めます。

3 連携・共働による施策の推進

(1) スパイラルアップ(段階的・継続的な取組み)

○高齢者、障がい者などの利用者、学識経験者、行政等で構成する福岡市バリアフリー推進協議会 ※1において、本計画の取組み内容の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じるなど進行管理を行いながら、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」※2を図ります。なお、進行管理に当たっては、財政フレームも踏まえて取組みの年次計画や施設等の整備目標などをロードマップ(工程表)として作成します。

併せて、バリアフリー化推進にかかる官民連携・共働のあり方や、事業実施主体が異なる施設の継ぎ目等における整備スケジュールの調整や役割分担、利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化推進を図っていく仕組みなどについて、同協議会の場を活用して検討していきます。

※1)福岡市バリアフリー推進協議会:バリアフリー法に基づき、本計画の作成に関する協議等を行うための協議会

※2)スパイラルアップ:“スパイラル”は英語で、らせん(螺旋)の意。
らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと

○施設設置管理者がバリアフリー整備を実施する場合は、福岡市まちづくり条例施行規則に定める整備基準等をまとめた「施設整備マニュアル」などに基づいて取り組んでいくこととなります。

同マニュアルについては、本計画に定めるバリアフリー化推進の方向性や社会情勢の変化への対応なども踏まえ、適宜、更新を行っていきます。

(2) 連携・共働

① 関係機関との連携

○本計画の推進にあたっては、福岡市だけでなく、公共交通事業者、福岡県警、福岡国道事務所等の外部機関や市民・当事者、企業等とも適切な役割分担のもと連携・共働し、バリアフリー化を推進します。

○取組みに当たっては、施設設置管理者相互の連携や共働の視点から以下の項目にも留意し、資金面や空間的・物理的な制約等も踏まえ可能な限りのバリアフリー化に努めます。

- ・安全で切れ目のない誘導

 - (施設相互間に視覚障がい者誘導用ブロックを連続して設置するなど)

- ・バス停の利用環境改善(上屋やベンチなどの設置)

- ・施設相互の整備スケジュール調整による効率的なバリアフリー整備 など

○本計画に定めるバリアフリー化を推進するために、必要と認められる一定の公的助成など、インセンティブ ※1として必要な施策を実施します。

- ・鉄道駅のバリアフリー整備やノンステップバス導入などに要する経費の一部を支援

 - ※1)インセンティブ:英語で、刺激、動機の意。この場合はバリアフリー化を奨励する公的な助成等のこと

○必要に応じて、高齢者、障がい者等の利用者や施設設置管理者等の参加による「まち歩き」を行い、施設毎のバリアフリー化の推進の方向性と多様な利用者の声も踏まえて、福岡市バリアフリー推進協議会の場も活用しながら、整備内容等を検討していきます。

② 届出制度

駅や駅前広場等の交通結節点では、施設管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。

このため、バリアフリー法では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区内において、届出制度の対象として指定した駅と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する前に、市に届け出る仕組みが規定されています。

福岡市における届出制度については、今後、その対象や具体的な手続きなど、効果的なあり方を検討していきます。

1 生活関連施設候補

A 旅客施設

●選定又は絞り込みの考え方

○特定旅客施設※1及びそれ以外の1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設とします。

内 訳	
福岡市地下鉄(35)	姪浜(※2)、室見、藤崎、西新、唐人町、大濠公園、赤坂、天神、中洲川端、祇園、博多、東比恵、福岡空港、呉服町、千代県庁口、馬出九大病院前、箱崎宮前、箱崎九大前、貝塚、天神南、渡辺通、薬院、薬院大通、桜坂、六本松、別府、茶山、金山、七隈、福大前、梅林、野芥、賀茂、次郎丸、橋本
JR(20)	福工大前、九産大前、香椎、千早、箱崎、吉塚、博多(JR九州)、博多(JR西日本)、竹下、笹原、南福岡、和白、下山門、今宿、九大学研都市、周船寺、奈多、香椎神宮、舞松原、土井
西鉄(15)	福岡(天神)、薬院、平尾、高宮、大橋、井尻、雑餉隈、貝塚、名島、西鉄千早、西鉄香椎、香椎花園前、三苫、香椎宮前、和白
バスターミナル(3)	西鉄天神高速バスターミナル、博多バスターミナル、藤崎バス乗継ターミナル
空港旅客ターミナル(2)	福岡空港国内線旅客ターミナルビル、福岡空港国際線旅客ターミナルビル
合計:75施設 (うち重点整備地区内40施設)	

※1)特定旅客施設:旅客施設のうち、一日当たりの平均的な利用者が5,000人以上であるもの。

※2)地下鉄とJR筑肥線が相互乗入している姪浜駅は、地下鉄の駅としてカウント。

※下線有りの鉄道駅は、今回1日当たりの平均的な利用者数2,000人以上の旅客施設を抽出することで追加となった旅客施設。

※新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく乗降客数が増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いるなど)も考慮。

B 官公庁施設

●選定又は絞り込みの考え方

○法第2条第19号に定める「特別特定建築物」(延べ面積 2,000 m²以上で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令でさだめるもの。以下、同じ)のうち、市民の利用が多い官公庁施設(政令の文言は「官公署」)を抽出します。

○さらに、官公庁施設のうち、届出や証明などで、高齢者や障がい者をはじめ多数の者が日常的に利用する窓口が設置された、区役所、出張所、保健福祉センター等の施設に絞り込みます。

内 訳	
窓口が設置された施設 (17 施設)	市役所本庁舎、区役所(7)、出張所(2)、 保健福祉センター(7)
合計:17 施設 (うち重点整備地区内 16 施設)	

C 福祉施設

●選定又は絞り込みの考え方

○特別特定建築物として掲げられ、高齢者、障がい者等の利用が多い各種福祉施設のうち、施設定員等に基づき、特定の利用者を対象とした入所施設及び通所施設(障がい児通園・療育施設、障がい者更生施設、障がい者授産施設、小規模作業所、老人ホーム等)以外の福祉施設及び福祉関係の相談窓口が設置された施設に絞り込みます。

内 訳	
障がい児者対象施設(13 施設)	障がい者スポーツセンター(さん・さんプラザ)、福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)、心身障がい者福祉センター(あいあいセンター)、こども総合相談センター、精神保健福祉センター(あいろん 6 階)、障がい者就労支援センター、国立福岡視力障害センター、障がい者フレンドホーム(6)
高齢者対象施設(7 施設)	老人福祉センター(7)
子育て世帯対象施設(15 施設)	中央児童会館、子どもプラザ(14)
合計:35 施設 (うち重点整備地区内 21 施設)	

第3 関連資料

D 病院

●選定又は絞り込みの考え方

- 特別特定建築物のうち、高齢者、障がい者等の利用が多い、病院(政令の文言は「病院又は診療所」)を抽出します。
- さらに、より多くの不特定多数の者が利用するという観点で、病院の中から、地域医療支援病院及び病床数が200床以上の病院に絞り込みます。

※「地域医療支援病院」の承認要件

- ・原則として病床数が200床以上
- ・他の医療機関からの紹介患者数の比率が80%以上。又は紹介率40%以上かつ逆紹介率60%以上 など

内 訳		
地域医療支援病院 (10施設)		福岡市民病院、独立行政法人国立病院機構九州医療センター、済生会福岡総合病院、浜の町病院、福岡市立こども病院、九州中央病院、福岡赤十字病院、白十字病院、福岡記念病院、福岡和白病院
200床以上の 病院(地域医療 支援病院は除 く) (12施設)	東区	福岡輝栄会病院、九州大学病院、原土井病院、福岡みらい病院
	博多区	千鳥橋病院、原三信病院
	中央区	—
	南区	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター、医療法人恵光会原病院、独立行政法人国立病院機構福岡病院
	城南区	福岡大学病院
	早良区	—
	西区	西福岡病院、福岡リハビリテーション病院
合計:22施設 (うち重点整備地区内 11施設)		

E 文化施設

●選定又は絞り込みの考え方

- 特別特定建築物のうち、市民の利用が多い、図書館、美術館等(政令の文言は「博物館、美術館又は図書館」、市民センター、劇場、ホール等(政令の文言は「劇場、観覧場、映画館又は演芸場」「集会場又は公会堂」)、体育館・プール(政令の文言は「体育館、水泳場」)を抽出します。
- さらに、劇場・ホール等については、福岡市福祉のまちづくり条例において車いす使用者が支障なく舞台上がれる経路の確保をする必要がある 400 席以上の施設に、体育館・プールについては、市有および県有施設に絞り込みます。

内 訳	
博物館、美術館又は図書館(8)	福岡市総合図書館、福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館、福岡市科学館、男女共同参画推進センターアミカス、県立図書館、県立美術館
体育館・プール(18)	福岡市総合体育館、福岡市民体育館、ももち体育館、各区体育館(7)、各区市民プール(7)、福岡県立総合プール
市民センター(11)	各区市民センター(7)、地域交流センター(4)
劇場、ホール(27)	福岡市民会館(建替予定)、福岡サンパレス、福岡国際センター、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A 館、マリンメッセ福岡 B 館、パピヨン24ガスホール、博多座、キャナルシティ劇場、福岡ファッションビル、アクロス福岡、イムズホール(建替予定)、西鉄ホール、レソラ NTT 夢天神ホール、福岡国際ホール(西日本新聞会館 16 階)、エルガーラ、スカラエスパシオ、福岡銀行大ホール、福岡明治安田生命ホール、電気ビルみらいホール、大濠公園能楽堂、Zepp 福岡、福岡 PayPay ドーム、CONNECT 劇場、ももちパレス、福岡アイランドフォーラム、歌劇ザ・レビュー、旧大名小学校跡地(令和 4 年 12 月竣工予定)
映画館(7)	ユナイテッド・シネマキャナルシティ 13、T・ジョイ博多、TOHO シネマズ天神、ユナイテッド・シネマ福岡ももち、福岡中洲大洋、KBC シネマ 1・2、kino cinema 天神
合計:71施設 (うち重点整備地区内54施設)	

第3 関連資料

F 商業施設

●選定又は絞り込みの考え方

- 特別特定建築物のうち、市民の利用が多い、百貨店、大規模商業施設(イオン、ゆめタウンなどのエンクローズドモール※1 を有し、物品販売店舗や専門店が概ね 10 店舗以上集積する時間消費型の複合商業施設)を抽出します。
- さらに、大規模商業施設は、法施行令第 9 条に規定する基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模に合わせて、店舗面積が 2,000 m²以上に絞り込みます。

内 訳		
百貨店及び 店舗面積の合計が 2,000 m ² 以上の 大規模商業施設	東区(2)	ゆめタウン博多、イオン香椎浜
	博多区(9)	キャナルシティ博多、博多リバレイン、博多バスターミナル、ゲイツ、JR 博多シティ(博多阪急等)、フォレオ博多、KITTE 博多、JRJP 博多ビル、青果市場跡地(令和 4 年春竣工予定)
	中央区(18)	大丸、エルガーラ、三越、岩田屋(本館)、岩田屋(新館)、パルコ(本館・新館)、ミーナ天神、イオンショッパーズ福岡店、ソラリアステージ、ソラリアプラザ、VIORO、MARK IS 福岡ももち、Bivi 福岡、天神ロフト、天神地下街、ノース天神、サンセルコ、イオンスタイル笹丘
	南区(1)	レイリア大橋
	城南区(0)	—
	早良区(1)	プラリバ
	西区(4)	イオンマリナタウン、マリノアシティ福岡、木の葉モール橋本、イオンモール福岡伊都
	合計:35施設 (うち重点整備地区内 27 施設)	

※1)エンクローズドモール:施設自体が大きな1つの建物となっており、通路が屋内にあるタイプのショッピングセンター

G 特別支援学校

●選定又は絞り込みの考え方

○特別特定建築物として掲げられている特別支援学校を抽出します。

○さらに、自力通学を行っている特別支援学校に絞り込みます。

内 訳		
特別支援学校(4)	市立(1)	博多高等学園
	県立(2)	福岡県立福岡聴覚特別支援学校
		福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校
私立(1)	学校法人博多学園	
合計:4施設 (うち重点整備地区内1施設)		

H 公園

●選定又は絞り込みの考え方

○市民の利用が多い、公園を抽出します。

○公園の中から、より多くの不特定多数の者が利用するという観点で、大規模公園、都市基幹公園、住区基幹公園及び福岡観光コンベンションビューローが発行する「福岡観光ガイドブック」に掲載されている公園に絞り込みます。

内 訳		
大規模公園(2)		海の中道海浜公園、雁の巣レクリエーションセンター
都市基幹公園	総合公園(9)	アイランドシティ中央公園、青葉公園、東公園、東平尾公園、舞鶴公園、大濠公園、南公園、西南杜の湖畔公園、小戸公園
	運動公園(6)	桧原運動公園、那珂川緑地、今津運動公園、多々良川緑地、室見川緑地、西部運動公園
住区基幹公園	地区公園(10)	西油山中央公園、汐井公園、名島運動公園、箱崎公園、香椎浜公園、山王公園、大井中央公園、上月隈中央公園、百道中央公園、生松台中央公園
観光で利用される公園(4)		天神中央公園、警固公園、シーサイドももち海浜公園、西公園
合計:31施設 (うち重点整備地区内9施設)		

第3 関連資料

I 観光施設

●選定又は絞り込みの考え方

○市民及び市外からの来訪者に向けて福岡観光コンベンションビューローが発行する「福岡観光ガイドブック」の掲載施設のうち、観光案内所、展示館等、史跡・文化財、日本庭園、神社・仏閣、レジャー施設、商業施設、商店街・市場、観光名所となる公園を選定します。

内 訳	
観光案内所(3)	福岡市観光案内所(博多駅)、福岡市観光案内所(天神)、福岡城・鴻臚館案内処「三の丸スクエア」
展示館等(6)	「博多町家」ふるさと館、博多ポートタワー、福岡タワー、ロボスクエア、福岡市民防災センター、福岡城むかし探訪館
史跡・文化財(5)	旧福岡県公会堂貴賓館、福岡市赤煉瓦文化館、鴻臚館跡、福岡城跡、謝国明の墓
日本庭園(4)	大濠公園日本庭園、楽水園、松風園、友泉亭公園
神社仏閣(16)	水鏡天満宮、櫛田神社、聖福寺、龍宮寺、妙楽寺、円覚寺、幻住庵、善導寺、妙典寺、東長寺、承天寺、博多千年門、若八幡宮、住吉神社、筥崎宮、福岡県護国神社
レジャー施設(7)	マリンワールド海の中道、かしいかえん(令和3年12月閉園)、ベスト電器スタジアム、ボートレース福岡、もーもーらんど油山牧場、能古島アイランドパーク、福岡市海づり公園
商業施設(2)	ベイサイドプレイス博多、マリゾン
商店街・市場(4)	博多川端商店街、福岡市中央卸売市場鮮魚市場、柳橋連合市場、ベジフルスタジアム(青果市場)
公園(3)	出来町公園、水上公園、リバークルーズ・中洲はかた舟
合計:50 施設 (うち重点整備地区内 43 施設)	

2 移動等円滑化促進地区・重点整備地区

1. 香椎花園周辺地区（約 40.5ha）

【設定の考え方】

- ・西鉄香椎花園前駅やかしいかえん、東体育館、老人福祉センターを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

旅客施設

① 西鉄香椎花園前駅

福祉施設

△ 老人福祉センター東香園

文化施設

□ 東体育館

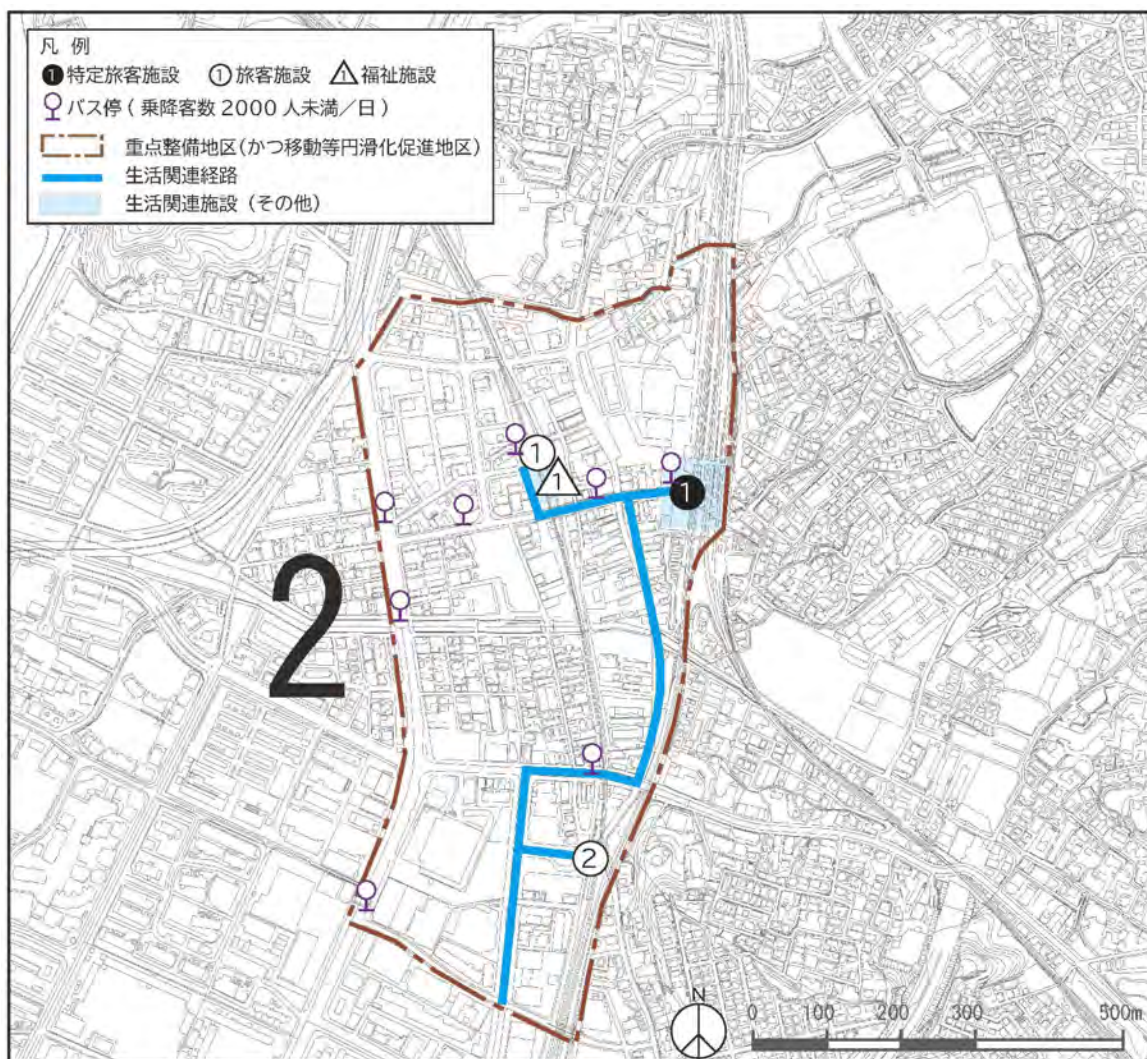
観光施設

◇ かしいかえん(令和3年12月閉園)

2. 香椎地区（約38.1ha）

【設定の考え方】

- ・ JR香椎駅、西鉄香椎駅、西鉄香椎宮前駅、東区香椎子どもプラザを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① JR香椎駅

福祉施設

- △ 東区香椎子どもプラザ
（セピアテラス西鉄香椎2階）

旅客施設

- ① 西鉄香椎駅
- ② 西鉄香椎宮前駅

3. 箱崎地区（約74.4ha）

【設定の考え方】

- ・ 県立図書館、筥崎宮については、地下鉄箱崎宮前駅及び JR 箱崎駅からのアクセスが考えられることから、地下鉄箱崎宮前駅、JR 箱崎駅を含む概ね直径 1 km の徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① JR箱崎駅
- ② 地下鉄箱崎宮前駅

官公庁施設

- ① 東区保健福祉センター
- ② 東区役所

文化施設

- ① 県立図書館

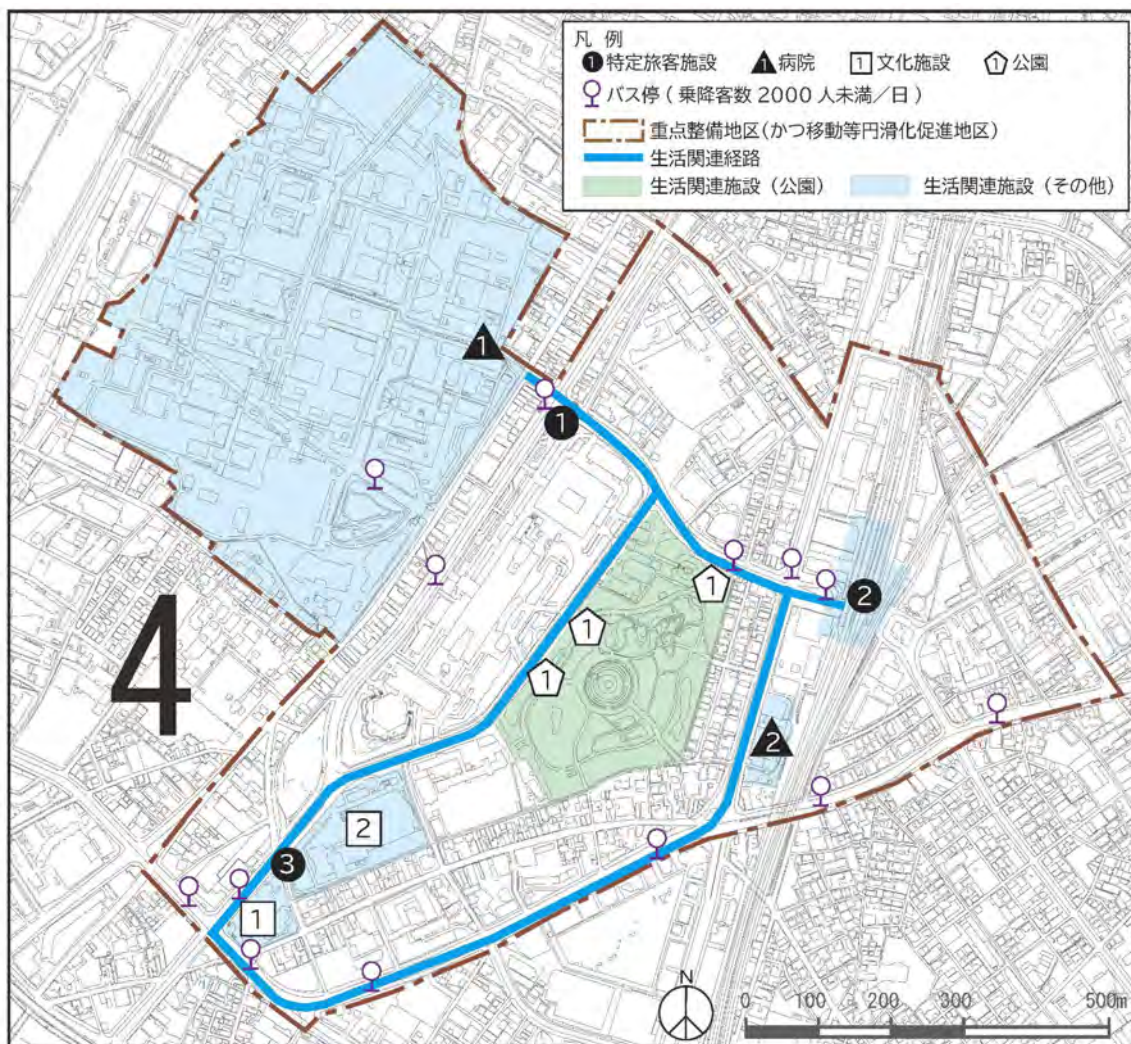
観光施設

- ◇ 筥崎宮

4. 吉塚地区（約102.3ha）

【設定の考え方】

- ・東公園については、地下鉄千代県庁口駅、地下鉄馬出九大病院前駅、JR吉塚駅からのアクセスが考えられ、九州大学病院、福岡市民病院については、地下鉄馬出九大病院前駅、JR吉塚駅からのアクセスが考えられることから、地下鉄千代県庁口駅、地下鉄馬出九大病院前駅、JR吉塚駅を含むエリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄馬出九大病院前駅
- ② JR吉塚駅
- ③ 地下鉄千代県庁口駅

病院

- ▲九州大学病院
- ▲福岡市民病院

文化施設

- ① パピヨン24
- ② 福岡市民体育館

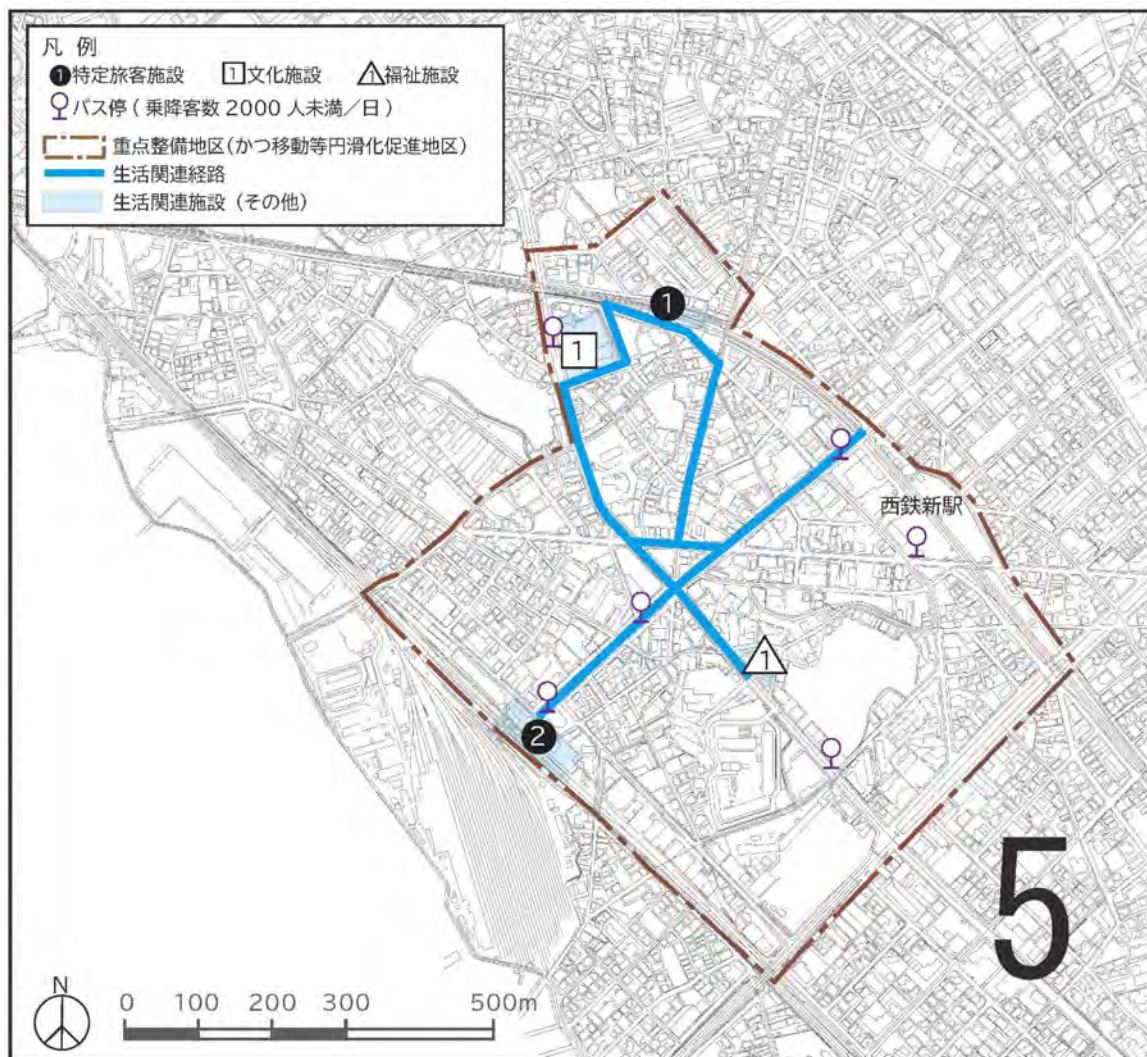
公園

- ① 東公園

5. 雑餉隈地区（約51.5ha）

【設定の考え方】

- ・ さざんぴあ博多、博多南子どもプラザについては、JR 南福岡駅及び西鉄雑餉隈駅からのアクセスが考えられ、新たに西鉄天神大牟田線の高架化に合わせて新駅が整備されることから、JR 南福岡駅、西鉄雑餉隈駅、西鉄新駅を含む概ね直径 1 km の徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 西鉄雑餉隈駅
- ② JR南福岡駅

文化施設

- ① 博多南地域交流センター
(さざんぴあ博多)

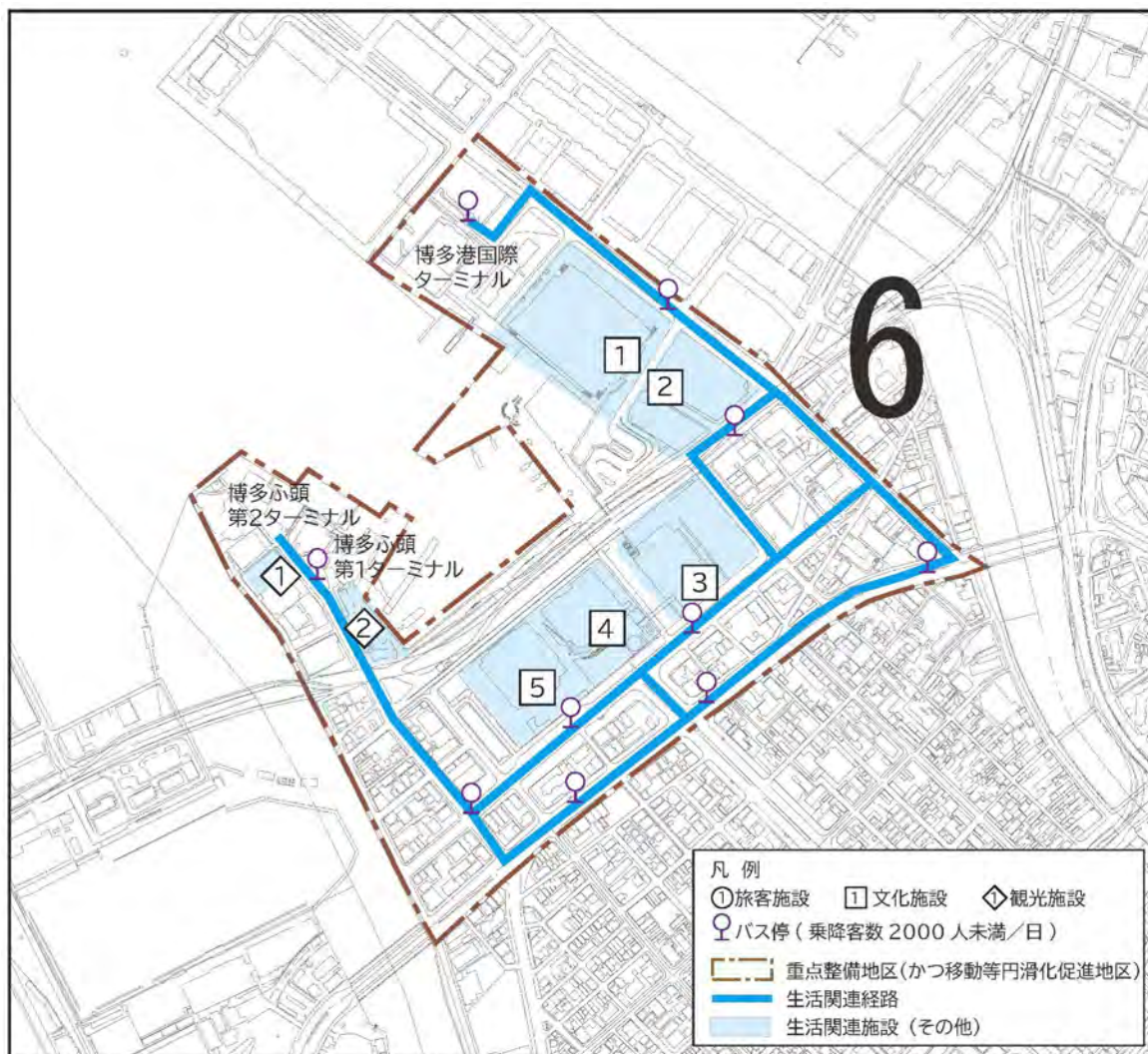
福祉施設

- △ 博多南子どもプラザ

6. 博多・中央ふ頭地区（約45.4ha）

【設定の考え方】

- ・博多ふ頭から中央ふ頭にかけての旅客船ターミナルやコンベンション施設、観光施設が集積する概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区として設定します。鉄道駅空白地区であるため、バス停からの生活関連経路を設定します。



生活関連施設

文化施設

- ① マリンメッセ福岡A館
- ② マリンメッセ福岡B館
- ③ 福岡国際会議場
- ④ 福岡サンパレス
- ⑤ 福岡国際センター

観光施設

- ① 博多ポートタワー
- ② バイサイドプレイス博多

7. 都心部地区(約379.8ha)

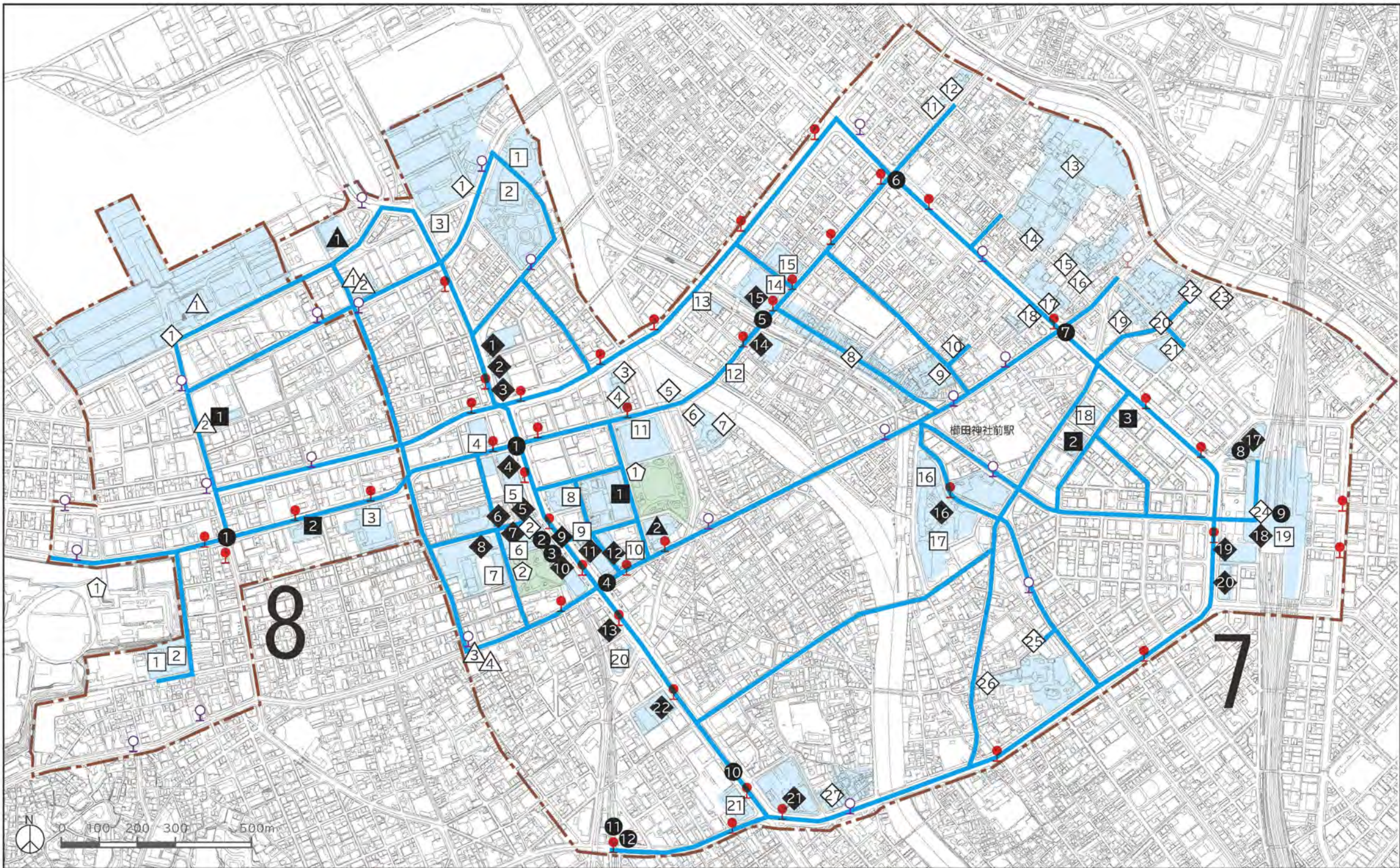
【設定の考え方】

- ・生活関連施設が集積し、徒歩で移動することも多い都心部については、連続した回遊動線の確保に配慮して、天神から博多駅までのエリアを重点整備地区として設定します。
- ・新たに西鉄・地下鉄薬院駅を含むエリアを都心部地区に追加します。
- ・都心部の連続した回遊動線の確保に配慮して、昭和通り、明治通り、国体道路、住吉通り、城南線、渡辺通り、大博通りなどを生活関連経路とします。

8. 赤坂地区(約84.2ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄赤坂駅を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアにある施設を含むエリアを重点整備地区とします。



凡	① 特定旅客施設	1 官公庁施設	1 文化施設	▲ 病院	● バス停 (乗降客数 2000 人以上/日)	重点整備地区(かつ移動等円滑化促進地区)	生活関連施設 (公園)
例	△ 福祉施設	◆ 商業施設	◇ 観光施設	① 公園	♀ バス停 (乗降客数 2000 人未満/日)	生活関連経路	生活関連施設 (その他)

7. 都心部地区

生活関連施設		
特定旅客施設		
① 地下鉄天神駅	⑤ 地下鉄中洲川端駅	⑨ JR・地下鉄博多駅
② 西鉄福岡(天神)駅	⑥ 地下鉄呉服町	⑩ 地下鉄渡辺通駅
③ 西鉄天神高速バスターミナル	⑦ 地下鉄祇園駅	⑪ 西鉄薬院駅
④ 地下鉄天神南駅	⑧ 博多バスターミナル	⑫ 地下鉄薬院駅
官公庁施設		
① 福岡市役所	② 博多区役所	③ 博多区保健福祉センター
福祉施設		
△ 老人福祉センター舞鶴園		△ ③ 中央児童会館
△ 心身障がい者福祉センター(あいあいセンター)		△ ④ 中央区子どもプラザ
病院		
△ ① 浜の町病院	△ ② 済生会福岡総合病院	
文化施設		
① 福岡市民会館(建替予定)	⑧ イムズホール (閉館・建替予定)	⑮ 博多座
② 福岡県立美術館	⑨ 福岡国際ホール	⑯ キャナルシティ劇場
③ KBCシネマ1・2	⑩ エルガーラ	⑰ ユナイテッド・シネマ キャナルシティ13
④ 福岡銀行大ホール	⑪ アクロス福岡	⑱ 福岡ファッションビル
⑤ 西鉄ホール	⑫ 福岡中洲大洋	⑲ T・ジョイ博多
⑥ TOHOシネマズ天神	⑬ 福岡明治安田生命ホール	⑳ スカラエスパシオ
⑦ レソラNTT夢天神ホール	⑭ 福岡アジア美術館	㉑ 電気ビルみらいホール
商業施設		
① イオンショッピング福岡店	③ 岩田屋(本館・新館)	⑯ キャナルシティ博多
② ノース天神	④ 天神地下街	⑰ 博多バスターミナル
③ ミーナ天神	⑤ 三越	⑱ JR博多シティ (博多阪急等)
④ パルコ(本館・新館)	⑥ 大丸	⑲ KITTE博多
⑤ ソラリアステージ	⑦ エルガーラ	⑳ JRJP博多ビル
⑥ ヴィオロ	⑧ 天神ロフト	㉑ サンセルコ
⑦ ソラリアプラザ	⑨ ゲイツ	㉒ Bivi福岡
	⑩ 博多リバレイン	
公園		
① 天神中央公園	② 警固公園	
観光施設		
① ポートレース福岡	⑩ 「博多町家」ふるさと館	⑯ 承天寺
② 福岡市観光案内所(天神)	⑪ 善導寺	⑰ 博多千年門
③ 福岡市赤煉瓦文化館	⑫ 妙典寺	⑱ 出来町公園
④ 水鏡天満宮	⑬ 幻住庵	⑲ 若八幡宮
⑤ 水上公園	⑭ 聖福寺	⑳ 謝国明の墓
⑥ 旧福岡県公会堂貴賓館	⑮ 円覚寺	㉑ 福岡市観光案内所(博多)
⑦ リバークルーズ 中洲はかた舟	⑯ 妙楽寺	㉒ 楽水園
⑧ 博多川端商店街	⑰ 東長寺	㉒ 住吉神社
⑨ 櫛田神社	⑱ 龍宮寺	㉒ 柳橋連合市場

8. 赤坂地区

生活関連施設	
特定旅客施設 ① 地下鉄赤坂駅	官公庁施設 ① 中央区保健福祉センター(あいれふ) ② 中央区役所
福祉施設 △① 障がい者就労支援センター △② 精神保健福祉センター(あいれふ)	文化施設 ① 中央市民センター ② 中央体育館 ③ 旧大名小学校跡地 (令和4年12月竣工予定)
公園 ① 舞鶴公園	観光施設 ① 福岡市中央卸売市場鮮魚市場

9. 大濠公園地区(約133.6ha)

【設定の考え方】

・大濠公園については、地下鉄大濠公園駅及び地下鉄六本松駅からのアクセスが考えられることから、これらの旅客施設を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。

生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄大濠公園駅
- ② 地下鉄六本松駅

観光施設

- ① 福岡城・鴻臚館案内処「三の丸スクエア」
- ② 福岡城跡
- ③ 福岡城むかし探訪館
- ④ 鴻臚館跡展示館
- ⑤ 大濠公園日本庭園
- ⑥ 福岡県護国神社
- ⑦ ロボスクエア

文化施設

- ① 大濠公園能楽堂
- ② 福岡市美術館
- ③ 福岡市科学館

公園

- ① 舞鶴公園
- ② 大濠公園

10. 唐人町地区(約92.5ha)

【設定の考え方】

・地下鉄大濠公園駅、地下鉄唐人町駅を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。

生活関連施設

特定旅客施設

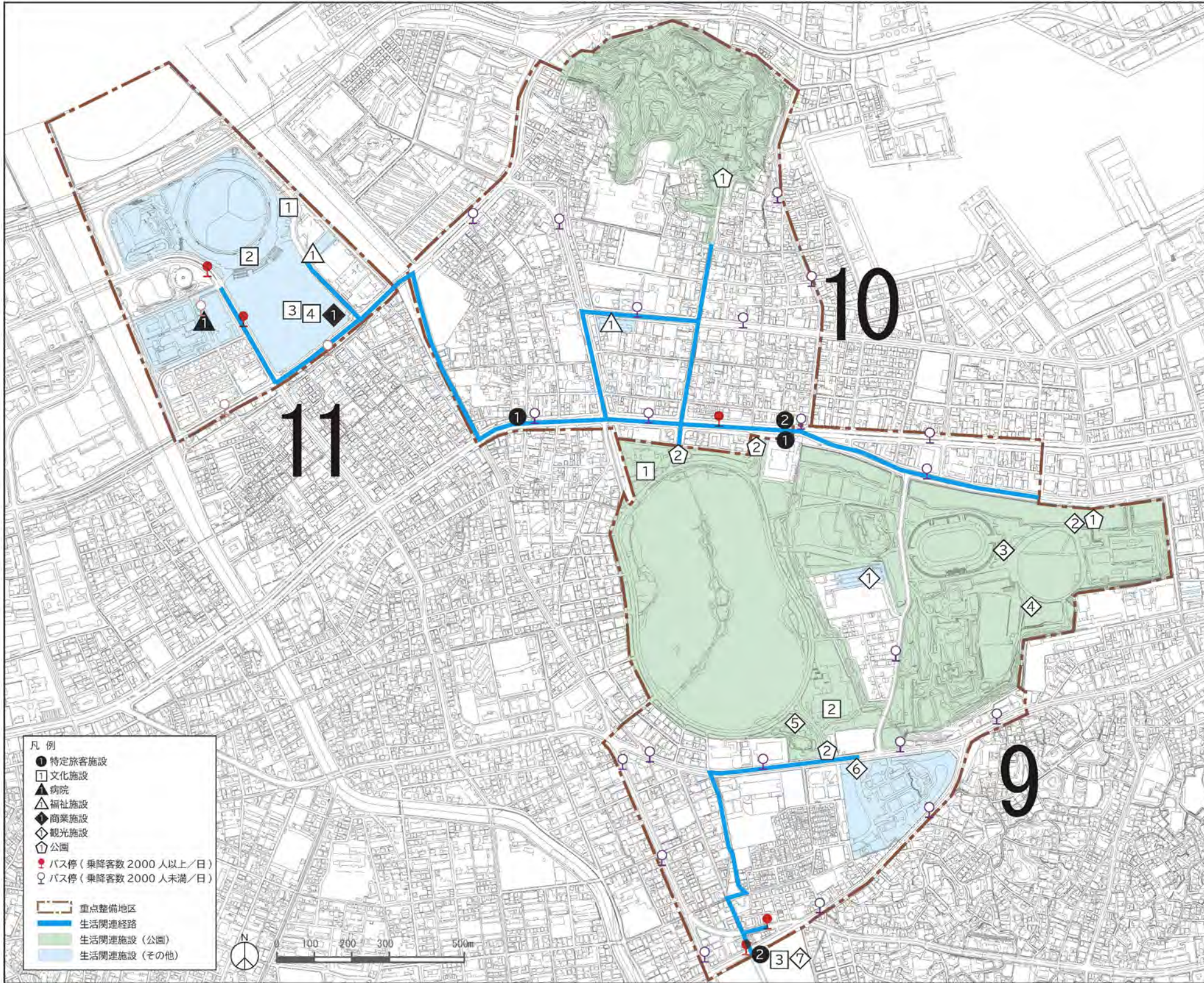
- ① 地下鉄唐人町駅
- ② 地下鉄大濠公園駅

福祉施設

- △ 福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)

公園

- ① 西公園



11. 地行浜地区(約48.7ha)

【設定の考え方】

- ・ 徒歩圏内に十分な施設の集積がみられる、PayPay ドーム、MARK IS 福岡もち、国立病院九州医療センター、こども総合相談センター（えがお館）を含むエリアを重点整備地区として設定します。

生活関連施設

福祉施設

- △ こども総合相談センター(えがお館)

病院

- ▲ 国立病院九州医療センター

商業施設

- ◆ MARK IS 福岡もち

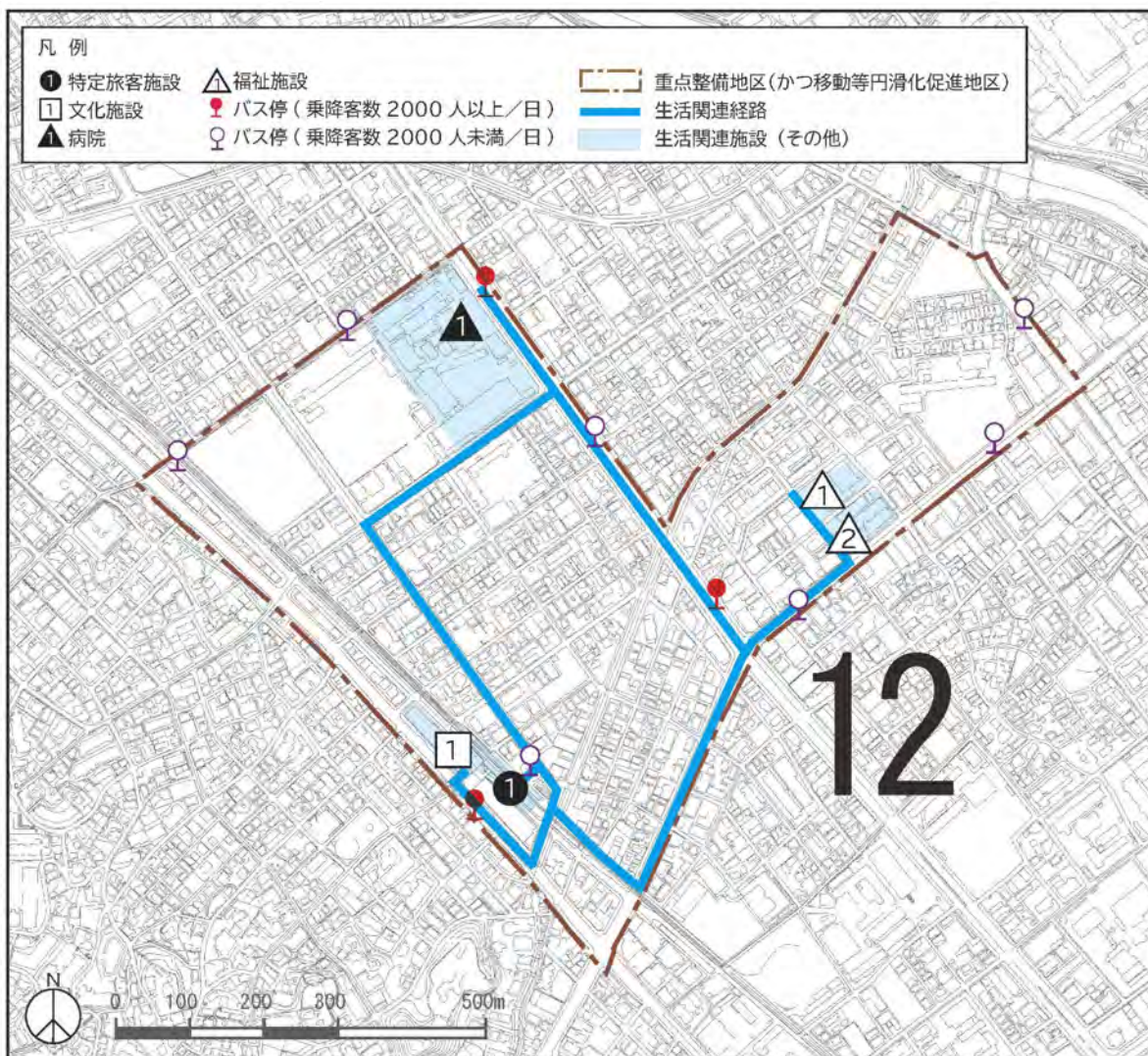
文化施設

- ① よしもと福岡 大和証券
／CONNECT劇場
- ② PayPayドーム
- ③ ユナイテッドシネマ福岡もち
- ④ Zepp福岡

12. 高宮地区(約53.7ha)

【設定の考え方】

- ・西鉄高宮駅やアミカス、福岡赤十字病院、障がい者スポーツセンター、南障がい者フレンドホームを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 西鉄高宮駅

福祉施設

- △① 障がい者スポーツセンター
- △② 南障がい者フレンドホーム

病院

- ▲① 福岡赤十字病院

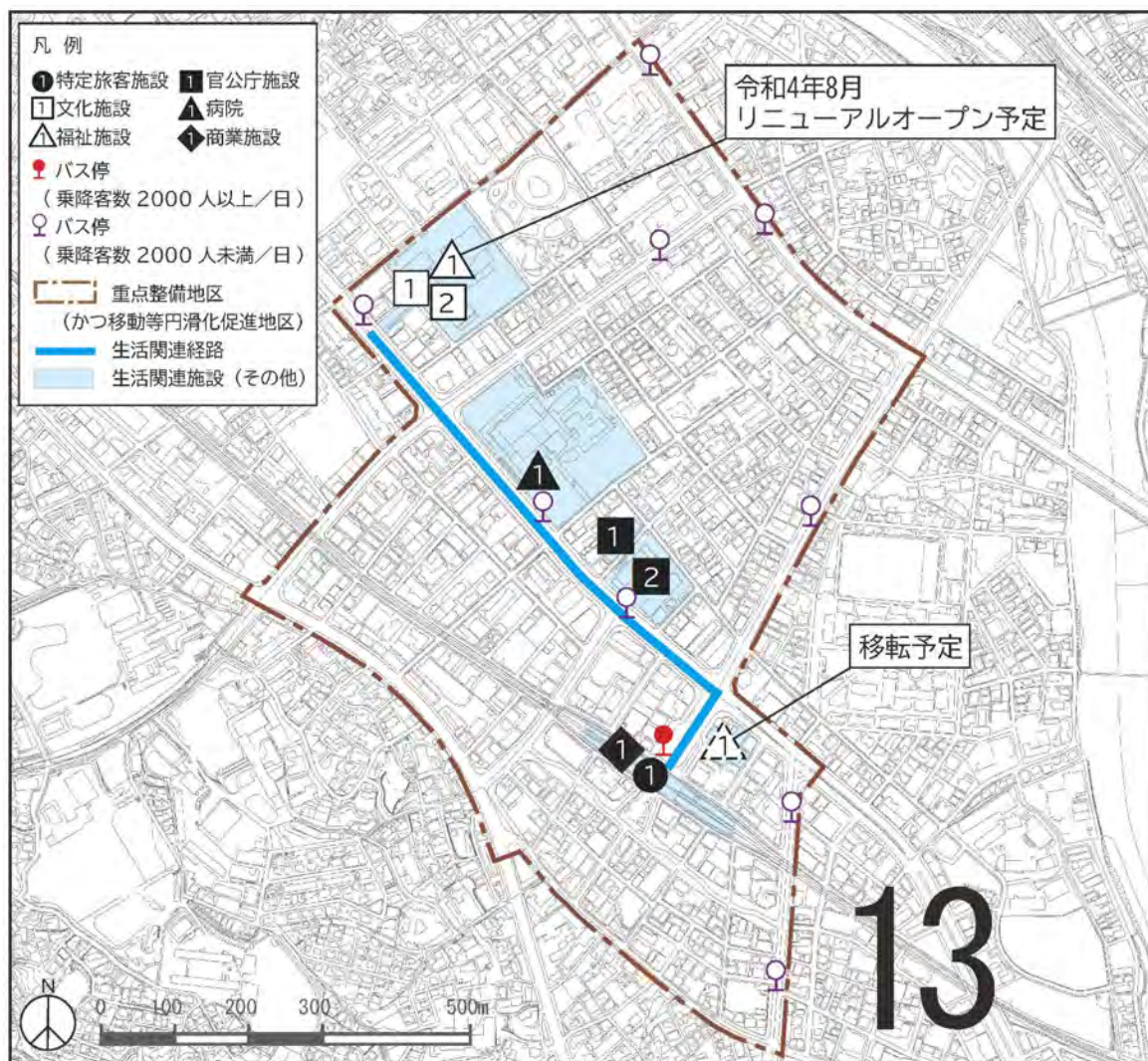
文化施設

- ① 男女共同参画推進センターアミカス

13. 大橋地区(約62.4ha)

【設定の考え方】

- ・西鉄大橋駅やレイリア大橋、南区おおはし子どもプラザ、南区役所、南区保健福祉センター、九州中央病院、南市民センター等を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 西鉄大橋駅

福祉施設

- △ 南区おおはし子どもプラザ

文化施設

- ① 南市民センター
- ② 南体育館

官公庁施設

- ① 南区保健福祉センター
- ② 南区役所

病院

- ▲ 九州中央病院

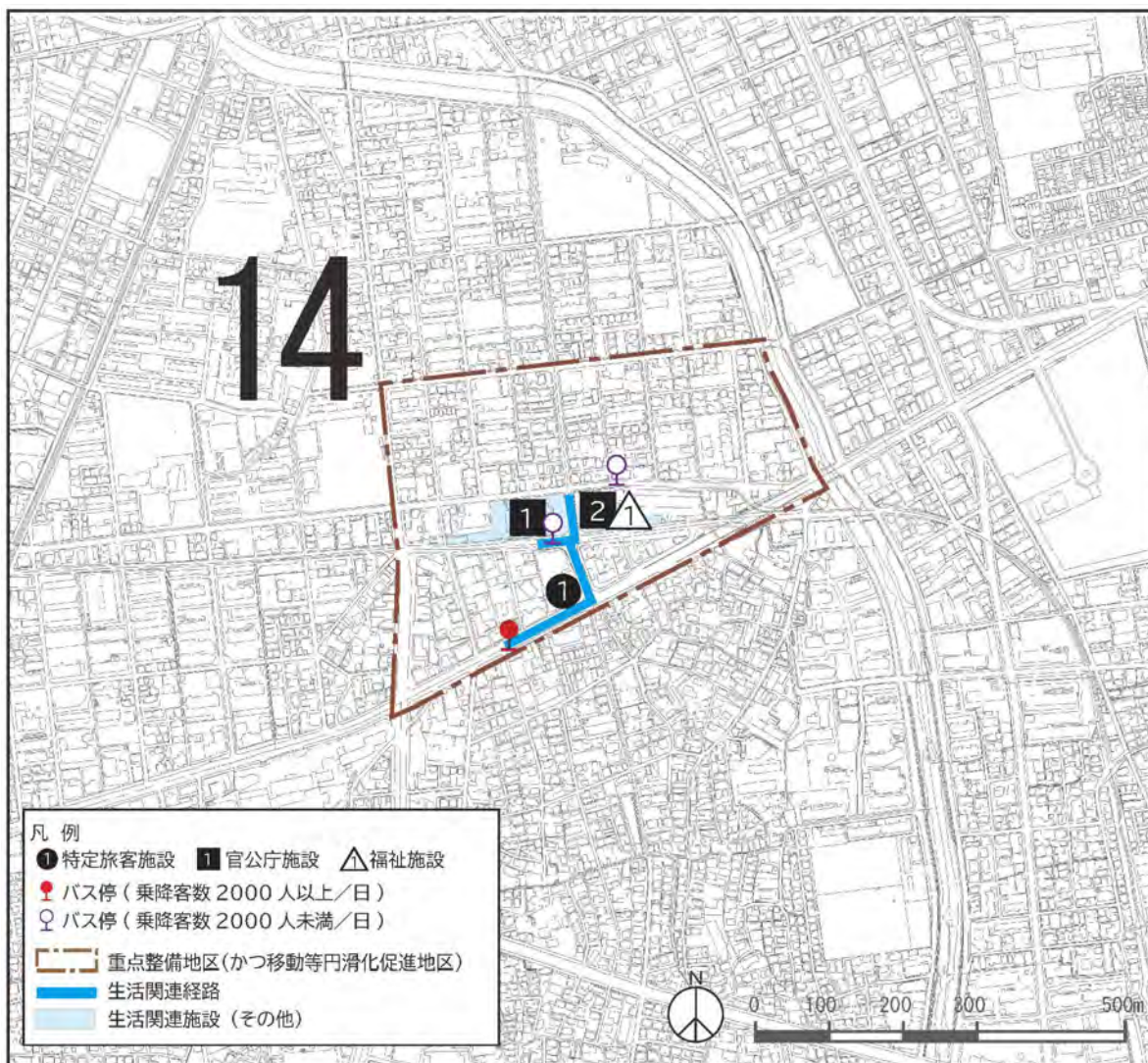
商業施設

- ◆ レイリア大橋

14. 別府地区(約18.6ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄別府駅や城南区役所、城南保健福祉センター、城南区子どもプラザを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄別府駅

官公庁施設

- 1 城南区役所
- 2 城南保健福祉センター

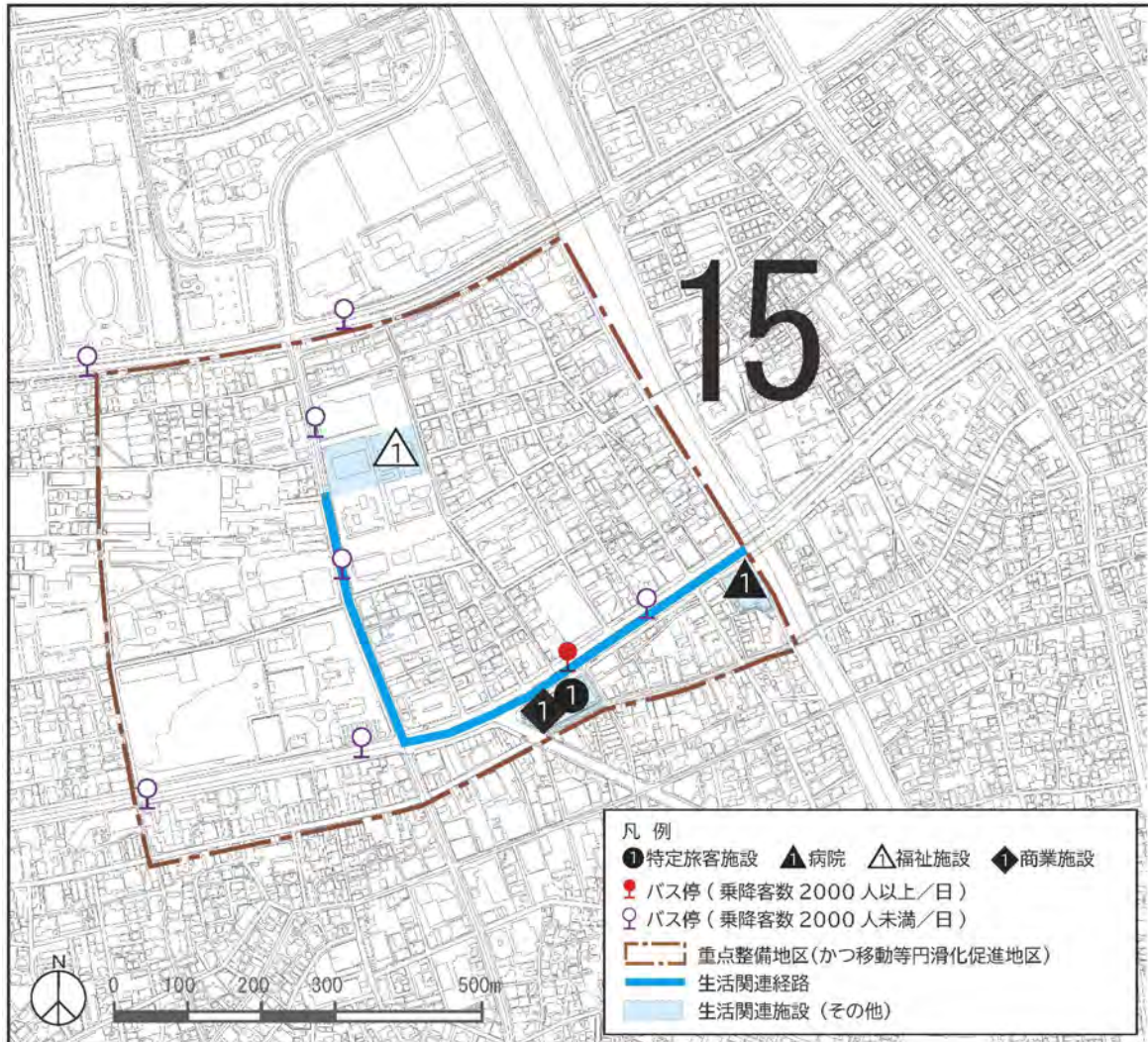
福祉施設

- △ 城南区子どもプラザ

15. 西新地区(約52.4ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄西新駅やプラリバ、福岡記念病院、西南子どもプラザを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄西新駅

福祉施設

- △ 早良区西南子どもプラザ

病院

- ▲ 福岡記念病院

商業施設

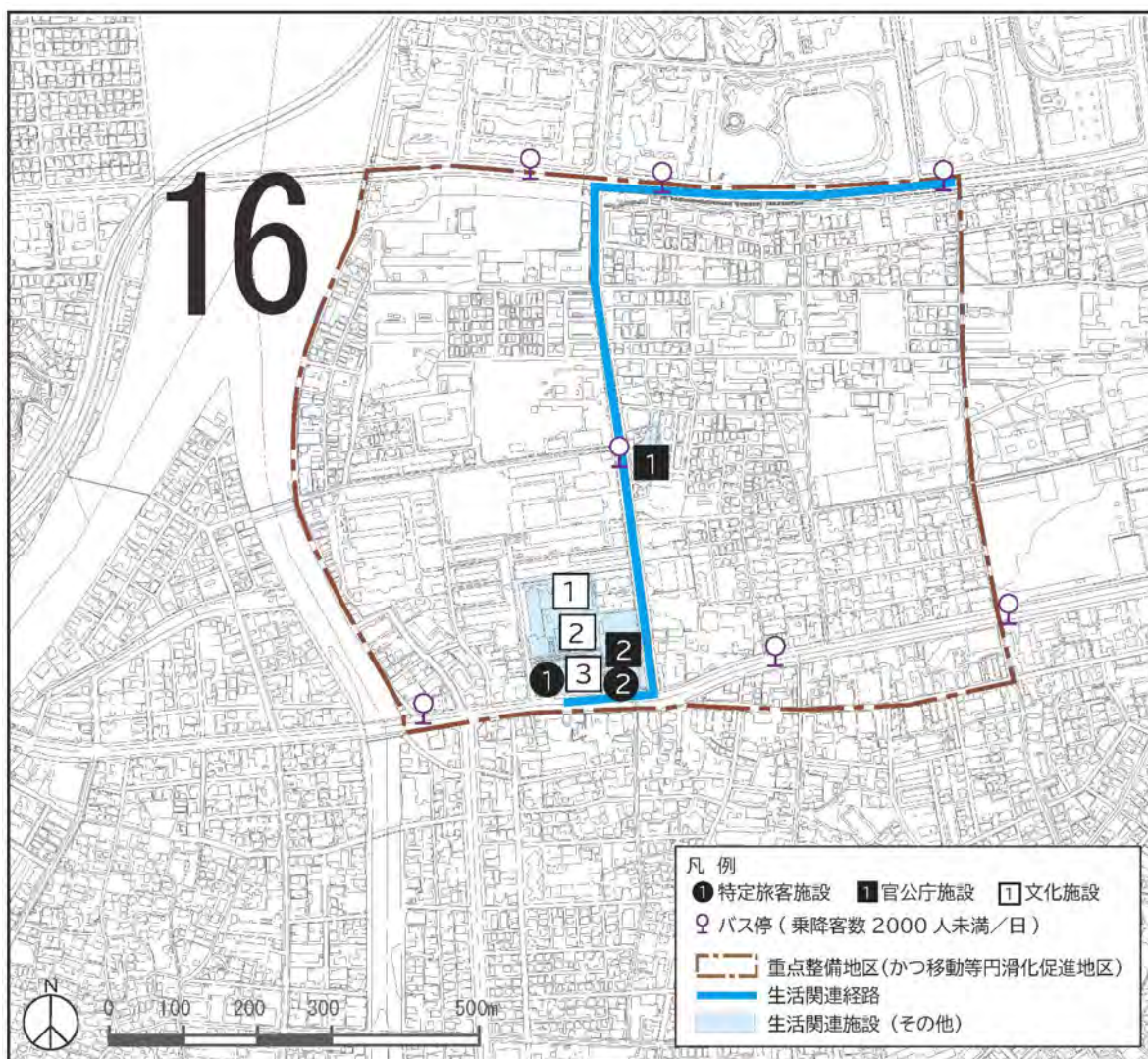
- ◆ プラリバ

第3 関連資料

16. 藤崎地区(約63.0ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄藤崎駅、藤崎バス乗り継ぎターミナルを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 藤崎バス乗継ターミナル
- ② 地下鉄藤崎駅

官公庁施設

- ① 早良区保健福祉センター
- ② 早良区役所

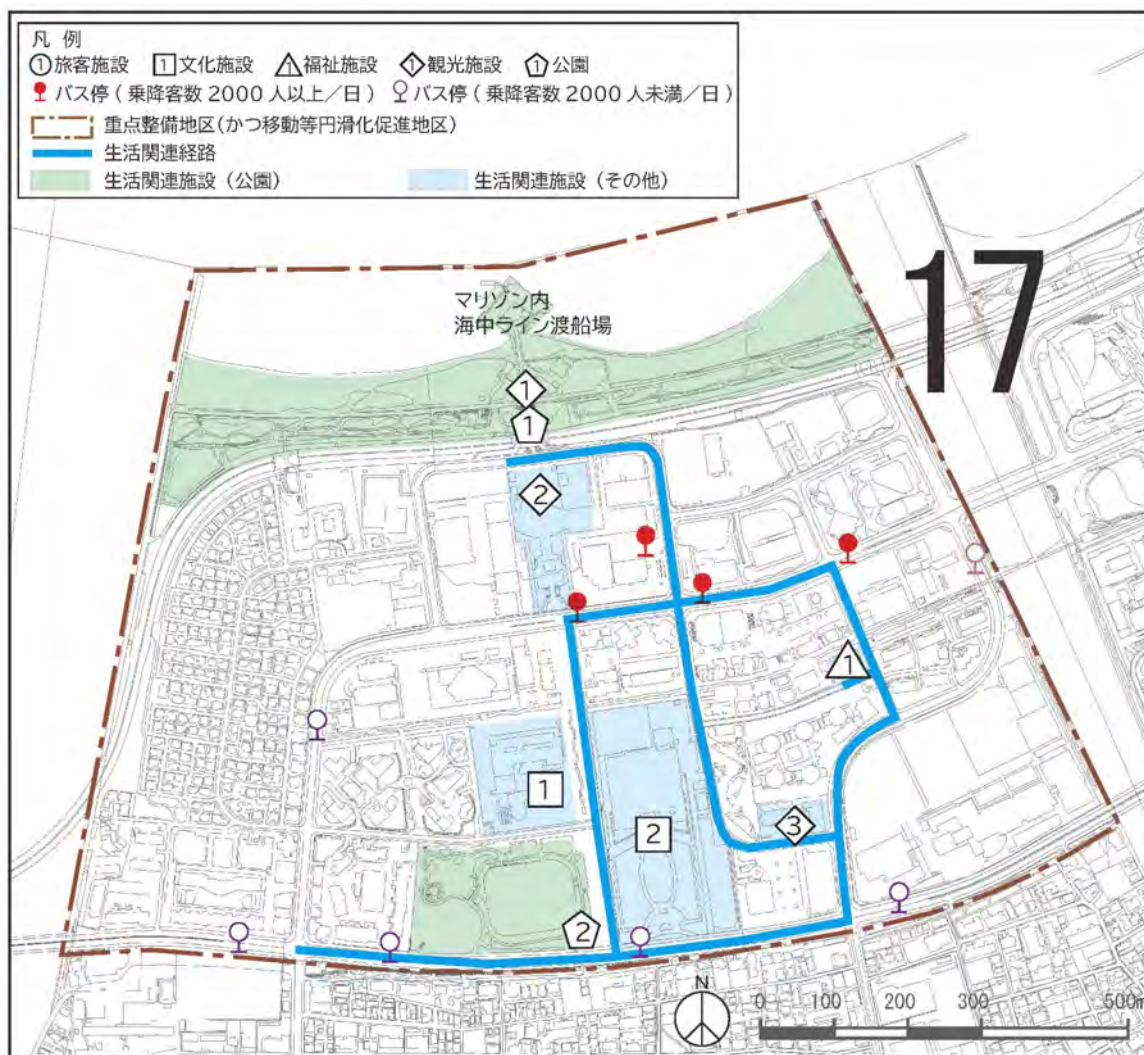
文化施設

- ① ももちパレス
- ② ももち体育館
- ③ 早良市民センター

17. 百道浜地区(約111.2ha)

【設定の考え方】

- 概ね直径1kmの徒歩圏内に十分な施設の集積がみられる、福岡市総合図書館、福岡市博物館、早良障がい者フレンドホーム、福岡タワー、マリゾン等を含むエリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

福祉施設

- ▲ 早良障がい者フレンドホーム

文化施設

- ① 福岡市総合図書館
- ② 福岡市博物館

公園

- ① シーサイドももち海浜公園
- ② 百道中央公園

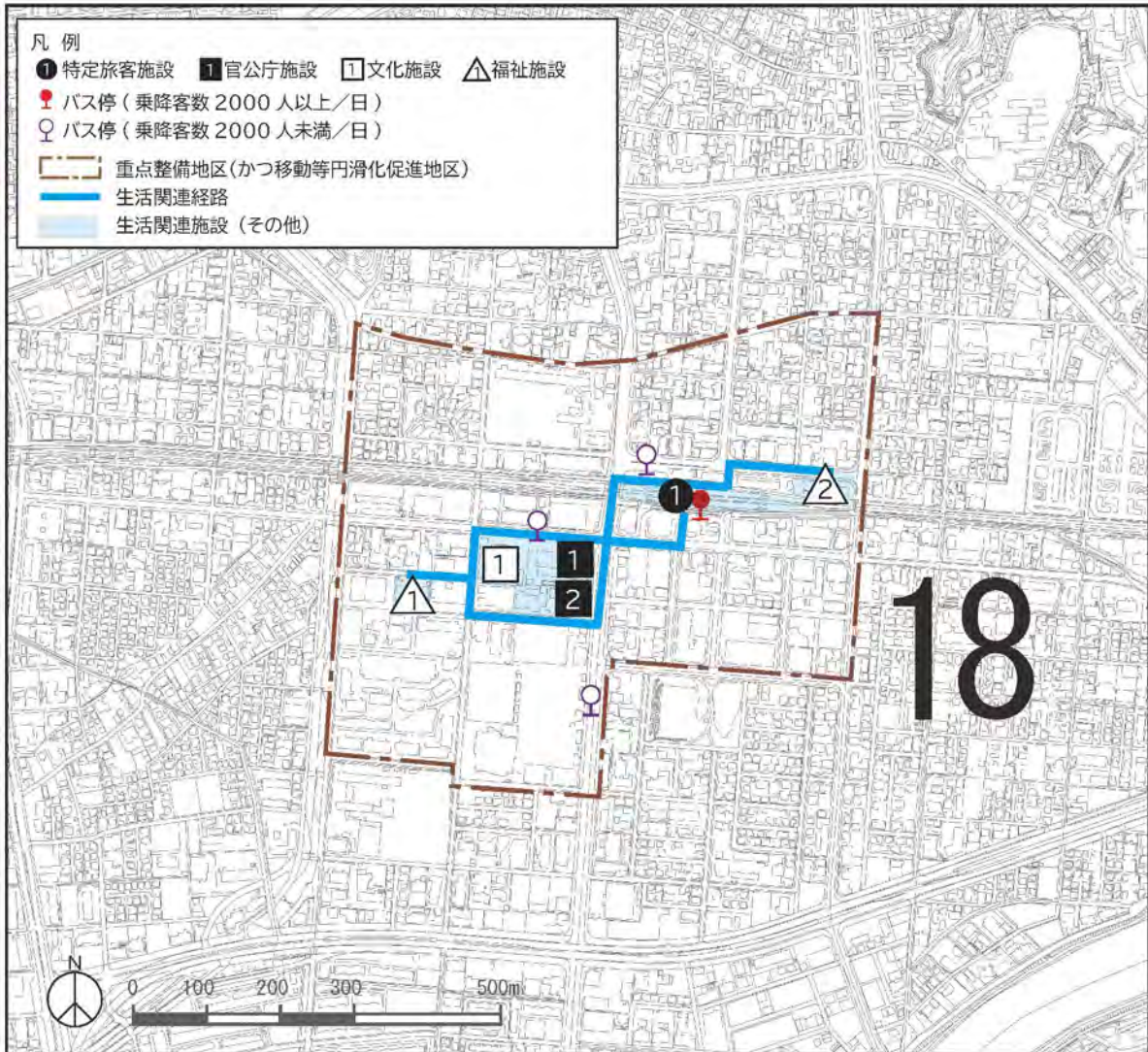
観光施設

- ◆ マリゾン
- ◆ 福岡タワー
- ◆ 福岡市市民防災センター

18. 姪浜地区(約37.1ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄・JR 姪浜駅や西区役所、西区保健福祉センター、西区姪浜子どもプラザ、西市民センター、西障がい者フレンドホームを含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄・JR姪浜駅

官公庁施設

- 1 西区役所
- 2 西区保健福祉センター

福祉施設

- △1 西障がい者フレンドホーム
- △2 西区姪浜子どもプラザ

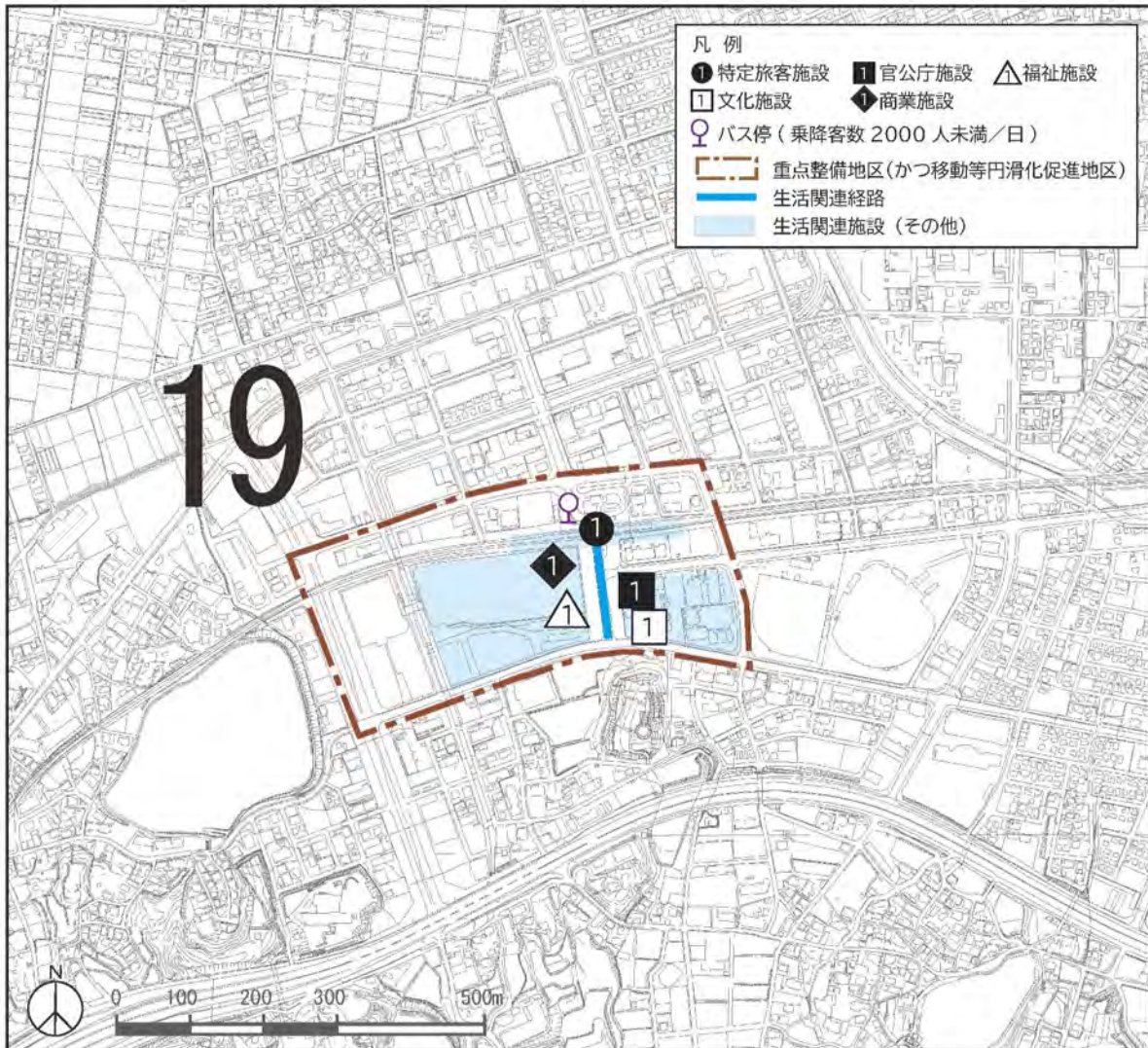
文化施設

- 1 西市民センター

19. 伊都地区(約15.3ha)

【設定の考え方】

- ・JR 九大学研都市駅や西部地域交流センター（さいとぴあ）、イオン福岡伊都、西区徳永子どもプラザ等を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① JR九大学研都市駅

官公庁施設

- ① 西部出張所(さいとぴあ)

福祉施設

- △ 西区徳永子どもプラザ (イオン福岡伊都)

文化施設

- ① 西部地域交流センター(さいとぴあ)

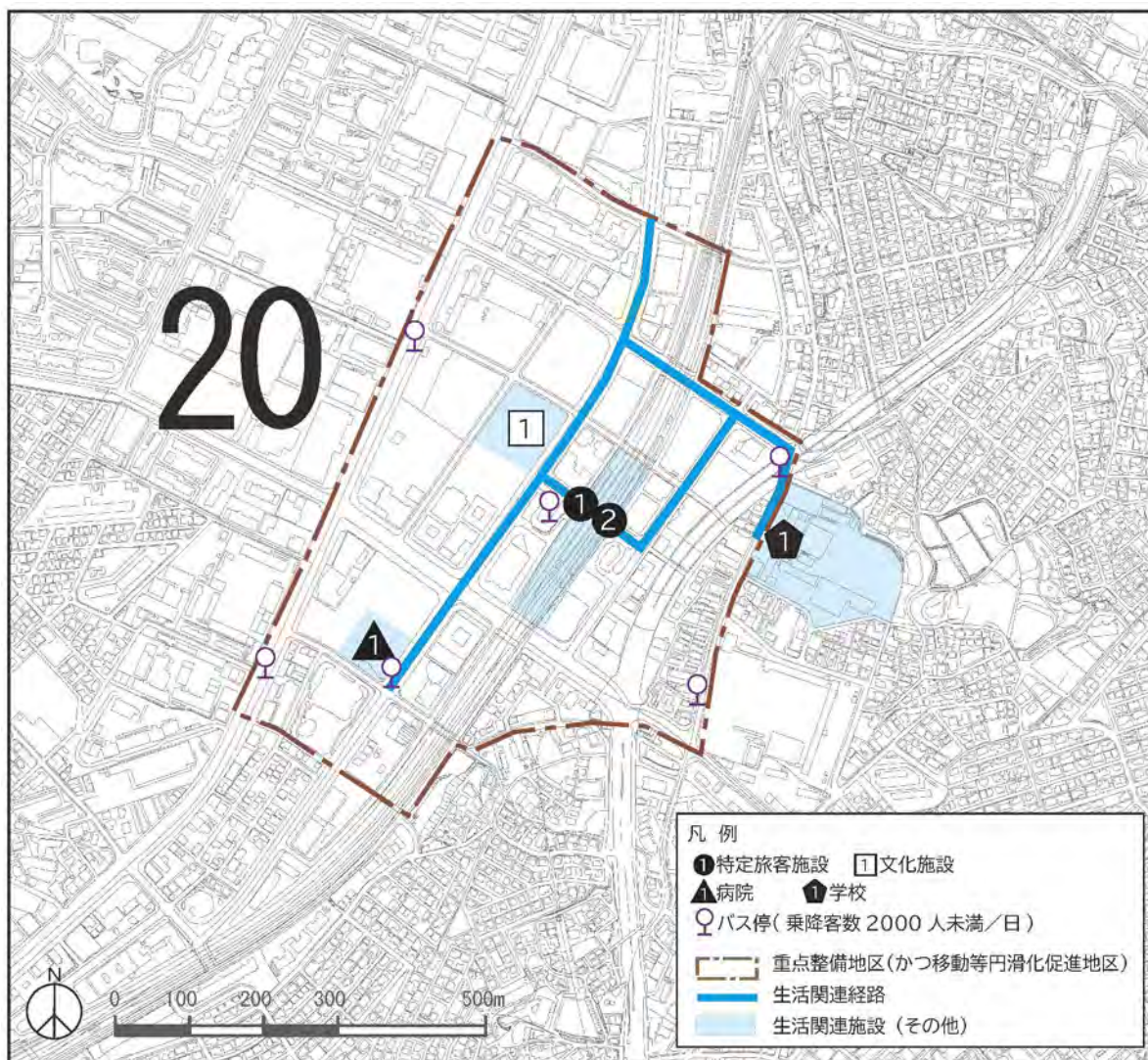
商業施設

- ◆ イオン福岡伊都

20. 千早地区(約40.1ha)

【設定の考え方】

- ・ JR・西鉄千早駅やなみきスクエア、東市民センター、輝栄会病院等を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 西鉄千早駅
- ② JR千早駅

病院

- ▲ 輝栄会病院

文化施設

- ① 東市民センター(なみきスクエア)

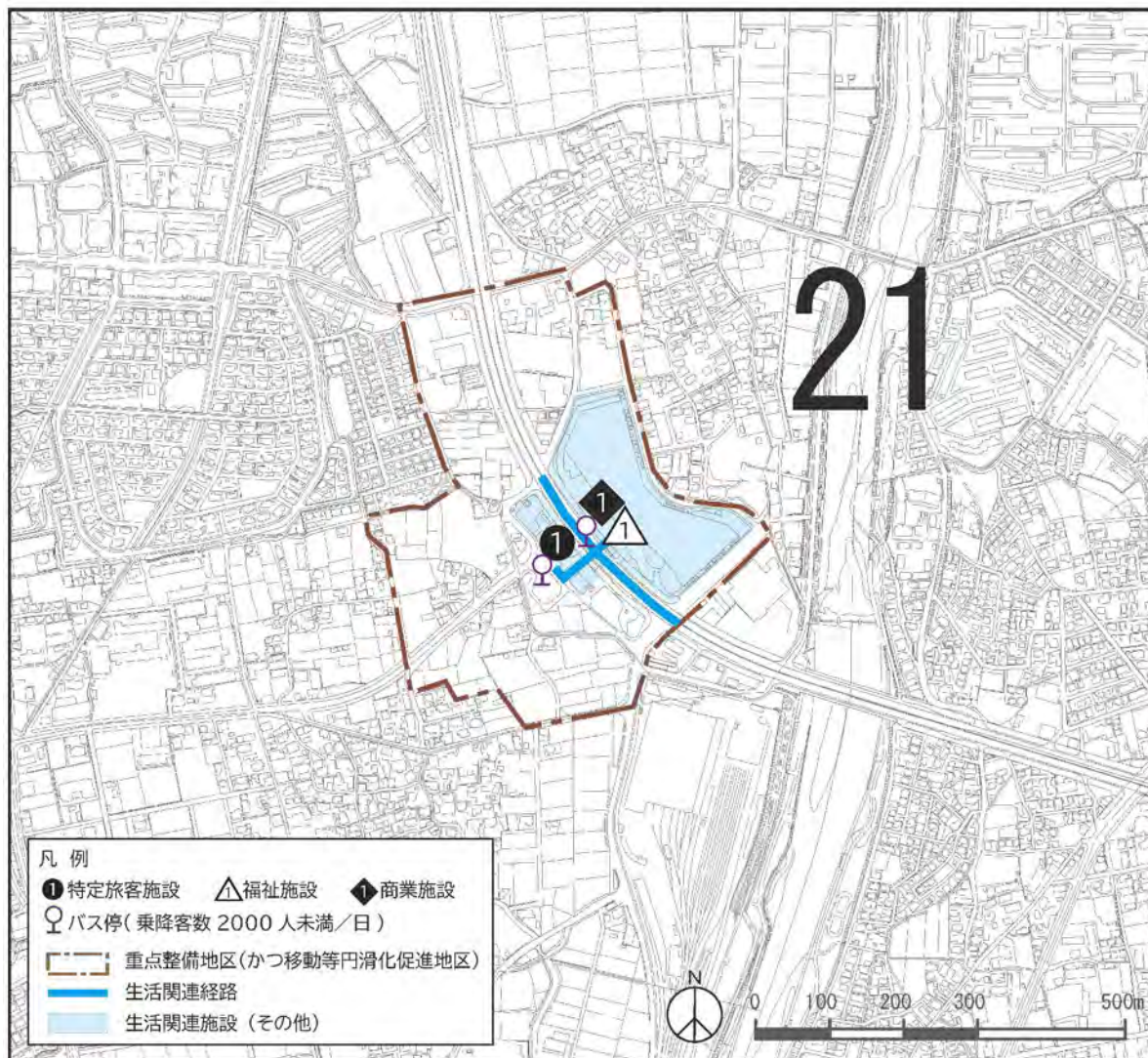
特別支援学校

- 🏫 博多学園

21. 橋本地区(約20.2ha)

【設定の考え方】

- ・地下鉄橋本駅や木の葉モール橋本、西区橋本子どもプラザ等を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。
- ・駅西側では、橋本地区土地区画整理事業が計画されており、都市基盤（道路等）が整備される予定です。



生活関連施設

特定旅客施設

- ① 地下鉄橋本駅

福祉施設

- △ 西区橋本子どもプラザ
(木の葉モール橋本)

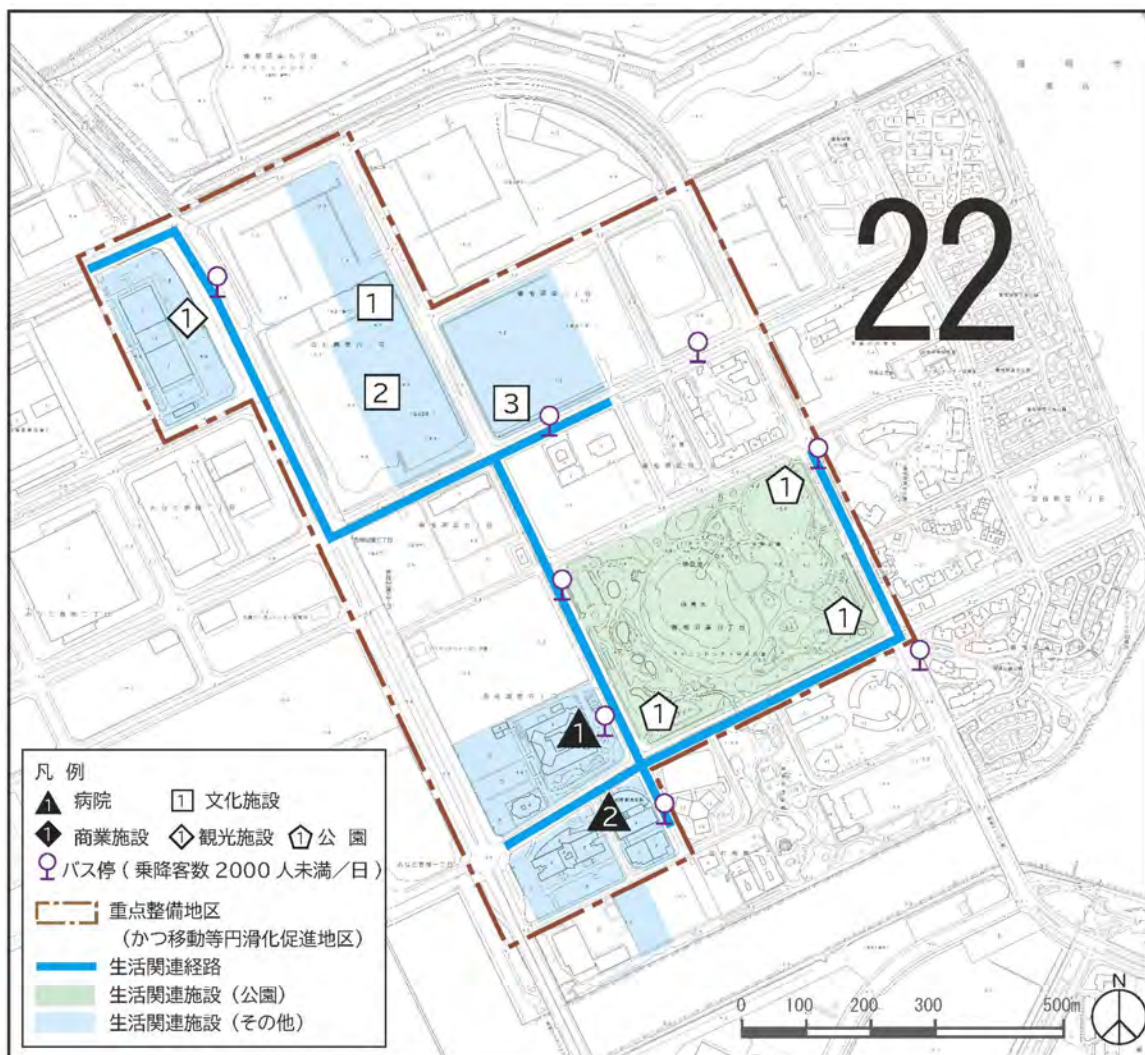
商業施設

- ◆ 木の葉モール橋本

22. アイランドシティ地区(約80.1ha)

【設定の考え方】

- ・福岡市立こども病院、福岡みらい病院、福岡市総合体育館（照葉積水ハウスアリーナ）、福岡アイランドシティフォーラム、ベジフルスタジアム（青果市場）、アイランドシティ中央公園等を含む概ね直径1kmの徒歩圏エリアを重点整備地区とします。鉄道駅空白地区であるため、バス停からの生活関連経路を設定します。



生活関連施設

病院

- ▲1 福岡市立こども病院
- ▲2 福岡みらい病院

公園

- ① アイランドシティ中央公園

文化施設

- ① 福岡アイランドシティフォーラム
- ② 歌劇ザ・レビュー
- ③ 福岡市総合体育館（照葉積水ハウスアリーナ）

観光施設

- ◇ ベジフルスタジアム(青果市場)

1

用語解説

あ行

●移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、施設毎に省令で定められたバリアフリー化基準のこと

●インセンティブ

英語で、刺激、動機の意。ここではバリアフリー化を奨励する公的な助成等のこと

●エスコートゾーン

視覚に障がいのある人が道路を横断する際の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと



■エスコートゾーンの設置例

●音響式信号機

青信号となったことを音により知らせる装置が付加された交通信号機。メロディ式と擬音式の2種類があるが、警察庁では平成15年10月に通達を出し、横断時の方向性がより明確で、誘導性も高い、擬音式の異種鳴き交わり方式(「ピヨ・ピヨピヨ」、「カッコー・カッコー」)の整備を進めている



■スピーカーの付いた音響式信号機の例

か行

●建築物

病院、官公庁舎、スポーツ遊戯施設、教育文化施設、百貨店など、不特定かつ多数の人が利用する施設で、福岡市福祉のまちづくり条例の特定施設

●心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

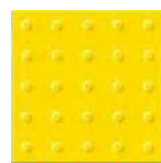
出典:平成29年2月に決定された内閣府「ユニバーサルデザイン2020行動計画」より

さ行

●視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面などに敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

周囲の床面などとの色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できることが求められる



警告ブロック
(点状ブロック)



誘導ブロック
(線状ブロック)

●障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定

●スパイラルアップ

“スパイラル”は英語で、らせん(螺旋)の意。ここでは、らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと

●施設設置管理者

公共交通事業者等、市道や国道などの道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者のこと

●生活関連経路

生活関連施設相互をつなぐ経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設

●生活関連施設

相当数の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等の施設で移動等円滑化促進地区又は重点整備地区内に立地する施設

●ソフト面のバリアフリー化

公共交通機関、公共施設、建築物等の施設が利用しやすくなるよう、施設の運営に従事する職員の対応を改善したり、利用に関するわかりやすい情報提供や移動の支援などに取り組むことに加え、「心のバリアフリー」を推進していくこと

た行

●デジタルサイネージ

英語で Digital Signage。液晶やLED のディスプレイを用いた電子看板のこと。屋外広告、交通広告、店内広告などの販促を目的とする広告以外にも、案内板や掲示板としても利用されている



空港内の案内板

●特定道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定した道路

●特定旅客施設

旅客施設のうち、一日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であるもの

●特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、バリアフリー法施行令第 5 条に定める建築物

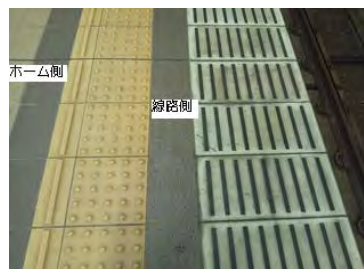
●特定路外駐車場

駐車面積(駐車マスの部分の面積の合計)が 500 m²以上の一般公共の用に供する駐車場で、その利用にあたり駐車料金を徴収するもの(道路法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する自動車駐車場、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設を除く)

な行

●内方線付点状ブロック

4辺のひとつにホームの内側を表示する線状突起(内方線)があるブロック。ホームの縁端には、転落を防止するために点状ブロックを敷設する必要があるが、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかがわからなくなるため、点状ブロックのホーム側に内方線を示すように推奨されている



内方線付点状ブロックの設置例

●ノンステップバス

床面の地上面からの高さが 30 cm以下で乗降口の段差がなく、車いすスペースや車いすが通るのに十分な幅の通路が確保されているなど、車いすのまま乗降できる仕様のバス車両



ノンステップバスの外観



ノンステップバスの乗降口



ノンステップバスの車内

は行

●ハード面のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人等が公共交通機関、公共施設、建築物等の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備すること

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。特に、バリアフリー法においては、「移動等円滑化」として、高齢者や障がいのある人などの移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを規定している

●福岡市バリアフリー推進協議会

バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者などの利用者、学識経験者、施設設置管理者、行政等で構成する協議会で、「福岡市バリアフリー基本計画」の作成に関する協議や事業実施に係る連絡調整等を行う

●ホームドア・可動式ホーム柵

駅ホームと電車の間を開閉式の扉やゲート状の柵を設け、乗降客の線路への転落、電車との接触等の事故を防ぐもの



福岡市地下鉄七隈線駅

ま行

●マウントアップ

歩道が車道よりも一段(15～20 cm)高くなっていること。これにより、バス乗降口と歩道の段差が改善される

や行

●ユニバーサルデザインの理念

年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方

●ユニバーサルデザインタクシー

ユニバーサルデザインタクシーは、国が認定する車両で、高齢者や車いす利用者、妊娠中の女性などの乗り降りをスムーズに行うため、乗降口や車内が広く、スロープや手すりが設置された、誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタイプのタクシー車両。

また、ゆとりある車内空間が確保されており、キャリーバックなど大きな荷物を持ったままでも乗降できる。



ユニバーサルデザインタクシー

●ユニバーサル都市・福岡

ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちのこと

ら行

●旅客施設

鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設のこと

●路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般の用に供されるもの

わ行

●ワンステップバス

低床型のバス的一种。乗降口の床面から車両内で1段上る形式のバス。車いす使用者の乗降の場合は、運転手がスロープ板等を出して介助する



ワンステップバスの外観



乗降口(スロープ収納時)

【福岡市バリアフリーに関するパンフレット等リンク先】

福岡市 バリアフリーマップ	車いす利用者 おでかけマップ	心のバリアフリー広報誌
		

みんなにやさしいお店づくり バリアフリー改修の手引き	ユニバーサルデザインに配慮した 印刷物作成の手引き
	

2 障がい者に関するマーク

まちで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。


名 称	概 要 等
<p>障がい者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>(関係機関・団体) 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>
<p>身体障がい者標識</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(関係機関・団体) 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>
<p>聴覚障がい者標識</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(関係機関・団体) 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>

名 称	概 要 等
<p>高齢者運転標識</p> 	<p>70歳以上の運転者が、運転する普通自動車に表示する。シルバーマークや高齢者マークと呼ばれることもある。1997年に定められ、当初は通称「もみじマーク」と呼ばれるデザインであったが、2011年に現行の四葉のクローバーを模したデザインに変更された。</p> <p>(関係機関・団体) 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>

名 称	概 要 等
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 社団法人 日本オストミー協会</p>
<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p>身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>
<p>白杖 SOS シグナル</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>

名 称	概 要 等
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>マタニティマーク</p> 	<p>妊産婦が身につけ、妊娠初期など外見からわかりにくい時期にまわりの人が配慮できるような、やさしい環境づくりを進めるマークです。</p> <p>さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてある方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体)</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p>

その他の資料

名 称	概 要 等
<p data-bbox="204 331 552 362">ふくおか・まごころ駐車場</p> 	<p data-bbox="584 331 1393 474">「まごころ駐車場(車いすマークの駐車場など)」を利用する方に利用証を交付する制度で、駐車場に設置するマークです。</p> <p data-bbox="584 497 1393 689">商業施設や公共施設の県と協定を結んでいただいた施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障がいのある人や高齢者など利用証の交付を受けた人が利用できる制度を実施しています。</p>